

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	総務課	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉施策全体の円滑な進捗</li> <li>・保健福祉施策に係る市の組織・人員や予算の調整</li> <li>・他の組織に属さない施策や、新たな政策課題への対応</li> </ul>					
課長名	永富 秀樹	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長	2	人
				8,798,393 千円		160,500 千円	係長	4	人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		社会福祉実習生受入事業	社会福祉士、介護福祉士等を養成する大学等からの依頼により、学生を実習生として受け入れるもの	福祉技術者の育成	民間施設等でも受入しており、市への受入依頼は減少傾向。	受入人数・日数に応じて実習費用を徴収している事業であり、依頼がある限りは、従前どおりに実施する。
2		「保健福祉レポート」の作成	保健福祉行政の具体的な施策・事業に係る紹介や各種データ等の資料提供を目的に、過年度の実績を中心に掲載した「保健福祉レポート」(冊子)を作成発行	保健福祉事業の資料提供	保健福祉行政の現状を市民等に伝える。	昨年と同様に「保健福祉レポート」(冊子)を作成する。
3		保健福祉総合情報システム管理運用(1)	保健福祉関連業務(障害福祉、高齢者福祉、児童手当、保育等)の窓口業務を効率的でより正確に行うための電算システム(保健福祉総合情報システム)の管理運用	事務の効率化	窓口業務等を電算システムにより効率よく行えるようにする。	法律改正等による業務手順等の変更に対応するためのシステム改修を行なう。
4		新・番号制度に伴う保健福祉総合情報システム改修	保健福祉総合情報システムにおいて、個人番号を正しく処理できるように改修を行う。			
5		社会福祉施設従事者研修事業委託	市内社会福祉施設のサービスの質の維持・向上を目的に、保育所、老人福祉施設、保護・児童・障害児者福祉施設、介護保険関連施設などに従事する者に対する各種研修を実施	社会福祉施設従事者研修	社会福祉施設で働く人の研修を行う。	昨年と同様に研修を行う。
6		社会福祉団体等補助	社会福祉の向上に資することを目的に6団体に補助金を交付	戦没者の追悼、中国残留邦人等の援護、被災者支援等		戦没者の追悼、中国残留邦人等に対する援護、犯罪をした人の立ち直り支援、自然災害等による被災者の支援は今後も継続する必要がある。
7	○	戦没者等慰霊事業	追悼式、平和祈念式典等、戦没者等の慰霊に関する事業の実施			
8		新・特別弔慰金支給事務事業	戦後70周年を機に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(記名国債)の支給を実施。			
9		社会を明るくする運動	法務省の主唱による全国的な運動で、更生保護に対する理解促進のため街頭啓発等を実施			
10		中国残留邦人等支援事業	中国残留邦人等に対して、日本語教室の開催や通訳の派遣などの支援事業を実施			
11		災害救助措置費	市内で発生した自然災害又は火事等による被災者に対し、災害弔慰金、見舞金を支給			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
12		福祉・ボランティア教育用副読本作成	子どもたちが地域社会の一員であることを自覚し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるように、小中学生向け福祉・ボランティア教育用副読本「やさしさのあるまちづくり」を作成・配布	福祉・ボランティア教育	子どもたちが、他人を思いやる心等を育むことができるように手助けする。	昨年と同様に小中学校で使用する副読本「やさしさのあるまちづくり」を作成・配布する。
13		人にやさしいまちづくりの推進	子どもから大人まで、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らせる「人にやさしいまち」を実現するため、バリアフリー関連事業や情報提供等を実施	バリアフリー関係事業の広報	市で行われる、バリアフリー事業等を市民等に伝える。	保健福祉局のホームページとともに、フェイスブック等でもお知らせする。
14	○	買い物応援ネットワーク推進事業	買い物支援に関する相談体制の整備、ホームページを活用した民間及び地域情報の集約と発信、関係者が広く参加した買い物応援ネットワーク会議の開催、地域住民が主体となった買い物支援活動の立ち上げ支援を実施	地域社会の協働による買い物支援の推進	高齢化や都市化が進む本市の現状を踏まえた、安心して買い物できる環境づくりの円滑な推進	地域住民や民間事業者による取り組みの動向を踏まえ、地域と民間を「つなぐ」仕組みづくりなどを通して、地域社会の協働による買い物支援のネットワークづくりを推進する。
15		北九州市高齢者支援計画の推進	高齢者支援計画の推進を図るため、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」において、計画の進捗等について意見交換を行う。また計画の普及・啓発のため、市民、関係団体、事業者等を対象とした出前講演を実施	各種計画の策定および推進	少子高齢化が進む本市の現状や、国における社会保障制度改革などの動向を踏まえた、総合的な計画の策定と円滑な施策の推進	26年度策定の次期高齢者支援計画について、市民等への周知・普及啓発を図る。 地域福祉計画について、国の動向等を踏まえながら、計画の改定に取り組む。
16		北九州市地域福祉計画の推進	地域で暮らし活動するすべての人々と行政が一体となって地域福祉を推進するための「共通の指針」として策定した「北九州市の地域福祉(地域福祉計画)」について、市民や関係団体、事業者等に広く計画の趣旨や内容の普及・啓発を実施			
17		北九州市地域福祉計画の改定	現行計画の計画期間中間年である平成27年度に見直し、改定			
18		社会福祉審議会等	社会福祉法第7条に基づいて、社会福祉に関する事項を調査審議することを目的に設置した市の附属機関(法定)である「北九州市社会福祉審議会」を運営	その他	-	-
19		B型肝炎予防対策事業	保健福祉局及び区役所において、医療に従事する職員のB型肝炎の予防対策のため、抗体検査とワクチン接種を実施			
20		研究集会等参加及び推進事務(総務)	職員の人権問題に対する理解と認識を深めるために実施			
21		保健福祉職員費	保健福祉局及び区役所における、保健福祉行政に関わる職員(正規・嘱託・臨職)の人件費および社会保険料などの費用(介護保険・国保年金等の特別会計分は除く)			
22		社会福祉統計事務費	国からの委託事業として、市民各層の生活実態を把握する国民生活基礎調査及び厚生労働統計(社会福祉関係)の事務を実施			
23		北九州勤労青少年文化センター負担金	福岡県が設置した北九州パレスの管理運営経費について、県に対し二分の一の負担金を執行			
24		勤労青少年ホーム運営費	勤労青少年の健全育成のための指導や相談、各種の文化教養講座、レクリエーション及びキャリアアップ支援等の場の提供			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
25		勤労青少年ホーム改修	施設の維持補修を行い、財産価値を維持	その他	-	-
26		北九州ハイツ維持補修費	施設の維持補修を行い、財産価値を維持			
27		新・北九州ハイツ改修工事	北九州ハイツの耐震補強工事及び高圧受電ケーブル工事			
28		レインボープラザ管理運営委託	レインボープラザ(公的団体入居部分)の清掃、警備、エレベーター管理等			
29		レインボープラザ改修	レインボープラザの施設維持を目的とした工事経費			
30		新・旧戸畑総合授産所耐震診断	旧戸畑総合授産所(特定外建築物)の耐震診断			
31		社会振興管理費	社会振興事業に伴う一般管理費			
32		総務課一般(労働費)	勤労青少年福祉行政に関する一般事務費			
33		保健福祉維持管理費(区役所分)	旧保健福祉センター(現保健福祉課、保護課)の事務に要する経費			
34		総務課一般	社会福祉総務費に関する総務課の一般事務費			
35		保健福祉業務効率化事業	組織改正に伴う執務環境の整備等、保健福祉行政にかかる業務効率化を図る事業(事務室移転等)			
36		草刈事業	害虫などの発生を予防し、美観の維持及び生活環境の保全等に寄与するため、あき地等(保健福祉局所管の市有地)に繁茂した雑草を除去する事業(年2回)			
37		保健衛生事務費	斎場、動物愛護センター等の害虫駆除(年2回)			
38		車両更新(区役所保健福祉課他分)	区役所の保健福祉業務に必要な車両の更新を行うもの			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	監査指導課	重点項目	社会福祉法人・施設及び介護保険事業者に対する指導監査の実施やオンブズパーソンを活用した苦情処理等を行うことにより、保健福祉サービスの質の確保を図るとともに、公正で信頼される保健福祉行政を推進する。				
	課長名	今吉 由美		コスト	事業費	27年度当初予算額 5,030 千円	人件費	目安の金額 111,500 千円

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	北九州市保健福祉オンブズパーソン事業	保健福祉サービスの利用者等からの苦情について、オンブズパーソンが面談し、内容を審理し、不当な点があれば是正を勧告するなどの苦情処理を行う。	保健福祉サービスの苦情解決	事業内容が市民に浸透していない面もみられ、相談者数がやや減少している。	各区での巡回相談会の実施、ホームページ、ポスター、パンフレット等によるPRをより充実していく。
2		監査指導課一般	市が所管する社会福祉法人、市内に存在する社会福祉施設に対する指導及び監査の実施にかかる事務費。	その他	-	-
3		事業者等監査・指導事業	介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項の指導・監査及び介護サービスの質の確保と保険給付の適正化にかかる事務費。			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	高齢者支援課	重点項目	「第四次北九州市高齢者支援計画」等に基づく各種事業の着実な推進			
	課長名	金井 弘毅		コスト	事業費	27年度当初予算額 1,032,100 千円	人件費

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		長寿祝金	長年、社会に貢献してきた高齢者に対し、長寿をお祝いするため祝金を支給	生きがい・社会参加・地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8割近くの高齢者が要介護認定を受けていない「元気高齢者」であり、いきいきと充実した生活を送るためにもいきがづくりが重要。</li> <li>・社会貢献活動や生涯学習に参加したいと思ってもきっかけや情報がないため、参加しない場合がある。</li> <li>・今後、高齢社会対策を充実強化させるため、限られた財源を有効に活用することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が培ってきた知識を深めたり、社会の変化に対応した新しい知識を身につけたりする活動を通じて交流やつながりを深めていくために、年長者研修大学校の充実や生涯学習、スポーツ活動等の機会の提供・活動支援に取り組む。</li> <li>・老人クラブ活動など高齢者の主体的な地域活動を支援するとともに、年長者いこいの家をはじめとする高齢者が地域で活動する場の提供や社会貢献活動などの情報提供に取り組む。</li> <li>・既存事業の見直しを検討する。</li> </ul>
2	○	年長者研修大学校及び北九州穴生ドーム運営事業	高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進し、地域活動の担い手となる人材の育成を推進。高齢者をはじめとした市民の健康づくりなどを行う北九州穴生ドームを運営			
3		新門司老人福祉センター管理運営	高齢者に対して介護予防の視点に立ちながら各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動を提供する新門司老人福祉センターを運営			
4		人権研修(年長者研修大学校)	年長者研修大学校の研修生を対象に人権研修を実施			
5		新門司老人福祉センターの管理(施設整備)	新門司老人福祉センターの維持補修			
6		年長者いこいの家リフレッシュ事業	年長者いこいの家の改修工事(屋根等)を計画実施			
7		年長者の生きがいと創造の事業	校・地区老人クラブが行う友愛訪問活動等に対し経費の一部を助成することで、高齢者が地域社会の一員として積極的な役割を果たす活動を促進する。			
8		敬老行事補助事業	地域において自治会・婦人会等が中心となって開催する敬老会等の敬老行事に対して、その経費の一部を助成。			
9		老人クラブ助成金	単位老人クラブの活動を支援するため助成を行う			
10		敬老行事	高齢者を敬い、市民の高齢社会に対する認識を深めるため、長寿のお祝いに関する事業を実施(年長者の祭典、敬老祝品)			
11		市・区老人クラブ連合会活動助成金	北九州市老人クラブ連合会事務局及び各区老人クラブ連合会の指導力を強化することで、老人クラブ活動の活性化を図る			
12		年長者施設利用証広域連携事業	市立の文化、観光、体育施設等(福岡市や熊本市、鹿児島市、下関市の一部施設含む)を無料又は割引料金で利用できる「年長者施設利用証」を交付			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容		
13		高齢者の健康づくり支援事業	市老人クラブ連合会が各校区で行う高齢者を対象とした健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及啓発活動の一部経費を助成	生きがい・社会参加・地域活動の推進	<p>・8割近くの高齢者が要介護認定を受けていない「元気高齢者」であり、いきいきと充実した生活を送るためにもいきがいが重要です。</p> <p>・社会貢献活動や生涯学習に参加したいと思ってもきっかけや情報がないため、参加しない場合があります。</p> <p>・今後、高齢社会対策を充実強化させるため、限られた財源を有効に活用することが必要。</p>	<p>・高齢者が培ってきた知識を深めたり、社会の変化に対応した新しい知識を身につけたりする活動を通じて交流やつながりを深めていくために、年長者研修大学校の充実や生涯学習、スポーツ活動等の機会の提供・活動支援に取り組む。</p> <p>・老人クラブ活動など高齢者の主体的な地域活動を支援するとともに、年長者いきいの家をはじめとする高齢者が地域で活動する場の提供や社会貢献活動などの情報提供に取り組む。</p> <p>・既存事業の見直しを検討する。</p>		
14		全国健康福祉祭北九州市選手団派遣事業	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加を通じて、高齢者の健康増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進					
15		高齢者ふれあい入浴事業	高齢者が地域の公衆浴場でふれあう機会を提供して、孤独感の解消や仲間づくりを支援					
16		年長者いきいの家運営補助金	年長者いきいの家の運営及び活動に必要な経費の一部補助					
17		老人福祉施設整備(高齢者支援課)	年長者研修大学校等の高齢者支援課が所管する市立老人福祉施設の維持補修					
18		年長者研修大学校周望学舎バスリース経費	車両の更新にあたり、現行の大型バスから中型バスへ変更し、リース契約とする。					
19		高齢者いきがい活動支援事業	高齢者の社会貢献活動や生きがいを促進するため、参加しやすいボランティア活動、生涯学習活動、仲間づくりなどの情報を総合的に収集・提供					
20		地域福祉権利擁護事業	判断能力が衰えてきた高齢者などに金銭管理サービスなどを提供する地域福祉権利擁護事業の実施に係る経費を北九州市社会福祉協議会に補助				権利擁護・虐待防止の充実・強化	<p>・認知症高齢者や対応困難な事例の増加が予想されるため、相談体制や対応力の向上が必要。</p> <p>・事業者や市民への高齢者虐待・権利擁護についての啓発が必要。</p>
21	○	権利擁護・市民後見促進事業	日常生活の見守りなどを中心とした成年後見業務を担う「市民後見人」を養成。養成した後見人を登録し、後見業務を法人として提供する機関を支援					
22		権利擁護・市民後見促進事業(拡充分)						
23		高齢者あんしん法律相談事業	高齢者や家族を対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」などの法律問題について、各区役所で無料で法律相談を実施					
24	○	高齢者の虐待防止事業	高齢者に対する虐待の早期発見・通報から迅速かつ適切な対応、継続的な見守りにいたる「高齢者虐待防止システム」を専門機関との連携により推進					

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
25		日常生活用具給付等事業	介護保険で支給されない日常生活用具のうち、防災上の観点から必要な自動消火器・電磁調理器・火災警報器を支給	高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実	<p>・65歳以上の高齢者の増加とともに、介護や支援を必要とする高齢者の増加も見込まれている。</p> <p>・介護や支援が必要になってもできるだけ在宅生活を継続できるように、在宅生活を支えるためのサービス充実が必要。</p>	<p>・在宅生活を継続していくために支援が必要な高齢者に対し、低所得者への負担軽減にも配慮しながら、必要なサービスを適切に提供していく。</p>
26		すこやか住宅改造助成事業(高齢者分)	要介護等と判定され住宅の改修が必要な高齢者に、バリアフリー等の改修費を補助			
27		在宅高齢者等理美容・寝具洗濯サービス事業	在宅の寝たきり高齢者を対象に、訪問理美容サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施			
28		高齢者地域交流支援通所事業	閉じこもりがちな高齢者等を対象に、運動・栄養・口腔ケアの総合的なプログラムにより、自立した状態が長く続くよう、市民センターでサービスを提供			
29		訪問給食サービス事業	栄養管理・改善の必要な一人暮らし高齢者に、栄養バランスの取れた食事を配達し、あわせて安否確認を行うことで、住み慣れた地域での生活を支援			
30		在宅高齢者等おむつ給付サービス事業	市民税非課税世帯等で常時失禁状態にある在宅高齢者におむつを給付			
31	○	高齢者住宅等安心確保事業	ふれあいむら市営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に高齢者の安否確認や生活相談などを行う生活援助員を派遣し、高齢者の安心を確保			
32		高齢者住宅相談事業	各区役所で、介護の必要な高齢者の住まいの改良に関する相談や高齢者仕様の住宅建築に関する専門相談を実施			
33		高齢者支援課一般	高齢者支援課の庶務的経費	その他	—	—

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	認知症対策室	重点項目	・北九州市オレンジプランの推進のため、各事業の推進を計る。			
	課長名	金井 弘毅 (保健福祉局 高齢者支援課長 兼務)		コスト	事業費	27年度当初予算額 73,238 千円	人件費

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	認知症対策普及・相談・支援事業(拡充分)	・認知症サポーター育成のための事業の実施	総合的な認知症対策の推進	認知症サポーターの養成数7万人の達成	・認知症サポーターキャラバン事業費を増額し、事業の充実強化を図る。
2		認知症疾患医療センター運営事業(拡充分)	・認知症疾患医療センターの運営		市内全域をカバーする体制の構築	・4箇所設置予定
3		認知症対策室一般	・認知症対策室の事務費		—	—
4	○	認知症対策普及・相談・支援事業	・認知症サポーター養成のための事業の実施 ・「認知症・介護家族コールセンター」の運営		認知症サポーターの養成数7万人の達成	・認知症サポーターキャラバン事業費を増額し、事業の充実強化を図る。
5		認知症疾患医療センター運営事業	・認知症疾患医療センターの運営		市内全域をカバーする体制の構築	・4箇所設置予定
6		病院勤務者向け認知症研修事業	・病院勤務者向けに認知症対応力向上のための研修を実施		実施形態	実施形態の検討を行う。
7		認知症を予防する心と体の健康づくり事業	・市民センター等での認知症予防教室の実施		実施形態	事業のあり方について検討を行う。
8		家族介護慰労金支給事業	・介護している家族への慰労金の支給		事業内容	事業のあり方について検討を行う。
9	○	認知症啓発・早期発見推進事業	・認知症についての啓発 ・MCI(軽度認知障害)対策事業の実施		MCI事業の費用対効果	事業のあり方について検討を行う。

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
10		高齢者排泄相談事業	・高齢者のための排泄相談の実施	総合的な認知症対策の推進	費用対効果	事業のあり方について検討を行う。
11	○	認知症高齢者等安全確保事業	・徘徊高齢者の安全を確保するために、徘徊高齢者等SO Sネットワークの運営、位置探索サービス等を実施		さらなる安全確保の推進	事業の充実強化を図る。
12		家族支援等推進事業	・認知症高齢者を介護している家族への支援事業を実施		家族支援の推進	事業の充実強化を図る。
13	○	認知症地域支援事業	・認知症地域支援推進員の配置 ・若年性認知症対策事業の実施 ・認知症啓発の促進		事業の充実	事業の充実強化を図る。
14		認知症初期集中支援チーム運営事業	・認知症初期集中支援チームの運営		市全域をカバーする体制の構築	H29年度までに4チーム設置する予定。

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 いのちをつなぐ ネットワーク推進課	重点項目	民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、いのちをつなぐネットワーク事業等の取り組みを通して、地域の高齢者を始め、支援が必要な人を早期に発見し、福祉サービスにつなげる地域福祉の充実強化を図る。 平成27年度より、生活困窮者自立支援法の施行に伴う地域における自立・就労支援等の体制構築や、地域包括ケアシステムの構築の一環として、地域支援コーディネーターの配置による地域の見守り支援体制の強化を推進する。						
課長名	名越 雅康	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長	2	人
				3,106,383 千円		150,500 千円	係長	6	人
							職員	9	人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を支援する。	生活困窮者に対する支援	・生活困窮の対象者の範囲及び把握が困難である	・相談窓口で、出来る限り幅広く相談を受けるなど、地域と連携しながら把握に努める
2		ホームレス対策推進事業	北九州市ホームレス自立支援実施計画（第3次）（平成26年度から5カ年計画）に基づき、「ホームレス自立支援センター北九州」の運営など、ホームレス対策を実施する。		・相談指導を拒否するなど、ホームレスの期間が長期した者がいる	・粘り強い相談活動を通じ、社会生活に復帰させるため、巡回相談指導の充実に努める
3		地域相談支援事業	・高齢化が進む中、地域の互助活動を推進するために地域支援コーディネーターを配置。	地域の互助活動支援	・地域資源の担い手の発掘 ・地域差のある互助活動の底上げ	・地域活動の支援 ・地域の核となる人物の発掘・育成
4	○	民生委員	社会奉仕の精神をもって、地区内の生活に困窮している人、児童、心身障害者（児）、高齢者など、援護育成を必要とする者に相談、助言を行い、福祉事務所や社会福祉施設などと密接に協力しながら、地域社会の福祉の増進を図る取組み。	民生委員活動に対する支援	・民生委員の欠員地区が継続して、発生している	・民生委員活動の広報啓発 ・民間企業退職者等への地域ボランティアの協力依頼 ・欠員地区の補充についての検討
5	○	民生委員児童委員協議会補助	「民生委員にかかる経費は行政が負担する」と規定されている民生委員法第26条に基づき、民生委員・児童委員協議会の活動に係る経費の補助を行う。		・民生委員の活動が負担に感じないようにする。	・福祉協力員と民生委員の連携強化 ・負担軽減策の継続実施
6	○	区民生委員児童委員協議会事務運営費補助	各区民生委員・児童委員協議会を運営するために必要な経費を補助する。			
7		人権研修（民生委員・児童委員）	地域において市民が抱える福祉問題の相談に携わる民生委員・児童委員に人権研修等を行う。			
8		心配ごと相談所運営委託（高齢）	高齢者等が気軽に来所できる場所に相談窓口を設置し、高齢者等の様々な相談に応じ、その問題の解決に努める取組み。	高齢者等への気軽な相談窓口の設置	・全体的に相談件数が少ない	・相談件数に応じた、相談回数の見直し
9		心配ごと相談所運営委託（障害ほか）				

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
10	○	いのちをつなぐネットワーク事業	「いのちをつなぐ」をキーワードに、既存の地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を一人でも多く救えるよう、地域と行政の力を結集して、地域での見守り・支援体制をさらに強化・充実する取組み。	地域福祉ネットワークの充実・強化	・福祉協力員や民生委員等地域の支援者間との連携強化を必要がある。	・地域活動者や民間企業等更なるいのちネット事業の協力者の開拓
11		保健・医療・福祉・地域連携システム推進事業	子どもから高齢者まですべての人が住みなれた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉関係者、民間事業者、行政機関等が、相互に連携・協働して、支援の必要な人を地域で支えていく取組み。	保健・医療・福祉・地域の連携強化	・イベント等がマンネリ化している。 ・参加者数が減少している。	・他区のイベント等の情報交換 ・事例検討の導入推進
12		高齢者緊急時あんしん事業	一人暮らしの高齢者等が、緊急連絡先やかかりつけ医等の個人情報を「あんしん情報セット」に集約して整理し冷蔵庫に保管する等、情報管理をルール化することによって、緊急時に備える取組み。（区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会の協力を得ながら構築中）	親族や関係機関との連携	・計画通りに配布できていない	・配布時期、配布対象者等を推進協内で議論して取り組む
13		いのちネット課一般	いのちをつなぐネットワーク推進課の事務運営経費並びに福祉有償運送に係る経費。	課の業務を円滑に遂行する	—	—
14		ウエルとばた大規模修繕事業	漏水の原因となっているファンコイル配管の改修工事	ウエルとばた（福祉会館）の管理・運営	施設の経年劣化に伴い、より多くの修繕が必要となっている。	施設利用者や、入居する市の機関・民間のテナント等に支障の無いよう、必要な修繕を、計画的に行っていく。
15		ウエルとばた修繕事業	「ウエルとばた」の福祉会館部分について、大規模修繕（1件200万円以上）を実施			
16		ウエルとばた管理運営事業（指管）	「ウエルとばた」の福祉会館部分について平成18年度から指定管理者制度を導入し、効率的に施設を管理・運営			
17		北九州市地域福祉振興協会補助	北九州市地域福祉振興基金（愛称：ひまわり基金）の運用収益を活用して、市内のボランティア活動や住民参加による在宅福祉サービス事業など、市民の自発的な地域福祉活動に資する事業に対して、北九州市地域福祉振興協会を通じて助成及び社会福祉協議会へ補助	ボランティア活動の活性化	・基金の取り崩しにより、助成金の財源となる運用益が減少している。	・少ない財源の中でも効果的な助成ができるよう、助成方法を検討する。
18		北九州市地域福祉振興基金積立金	各種地域福祉活動の基盤整備を図り、豊かなコミュニティづくりに資する目的で平成元年に創設された北九州市地域福祉振興基金（愛称：ひまわり基金）に対する寄付金を積立			
19	○	ボランティア活動促進事業	地域福祉の振興を図るため、市社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターの活動に対し補助			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
20	○	社会福祉ボランティア大学 校運営委託	地域福祉を担う人材の育成・強化のための各種研修を北九州市社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターと連携を図りながら効果的に実施	地域福祉を担う人材 育成・強化	多様化するニーズに対応するための効果的な研修の実施	・研修後、ボランティア活動に取り組む受講生に対するフォローアップ研修の充実を図る。
21		社会福祉協議会補助	北九州市社会福祉協議会の法人運営に係る人件費及び事務費について補助金を交付	地域福祉の推進	補助金額の見直し	社会福祉協議会のあるべき姿と、それをふまえた市の支援のあり方を明確にし、補助金の見直しを図る。
22		生活改善等資金貸付金	同和地区の低所得者に対して、市社会福祉協議会を通じて生活改善等の資金の貸付を行うことにより、生活の改善と経済的自立の助長促進を図る（昭和62年度末に貸付廃止、現在は貸付金の回収・整理のみ）	低所得者等に対する 生活支援	回収が困難となっている債権の整理	債権整理（放棄）の仕組みを整備するとともに、債権回収に努める。
23		生活改善等資金貸付事務費	上記貸付金の債権管理に係る事務経費補助			
24		福祉金庫貸付金	市内の低所得者に対して、緊急に必要な資金を北九州市社会福祉協議会を通して貸し付け、経済的自立と生活意欲の向上を図る			
25		民間社会福祉事業従事者共済事業補助	北九州市社会福祉協議会において、民間社会福祉施設等に従事する職員の福利厚生のために行う共済事業（福祉年金、脱退一時金の支給など）に対し補助金を交付	民間社会福祉事業従事者の福利増進	他政令市において同種の事業が実施されていない。	市の動向を見ながら対応について検討
26		民間社会福祉施設整備資金貸付金	市内の民間社会福祉施設に対して、建物の新築、改築及び修繕等に必要な資金を北九州市社会福祉協議会を通して貸し付けることにより施設の充実を図る	民間社会福祉施設の整備促進	ここ数年、貸付金額が少なく、予算残が目立つ。	事業のあり方について整理
27		福祉避難所等災害時避難対策	福祉避難所として老人福祉施設、老人保健施設、障害者支援施設と設置協定を締結し、災害時に施設の共有スペースを一時的に提供いただくとともに、計画的に災害用備蓄毛布を購入	災害時要援護者の支援	福祉避難所の十分な数の確保	施設新設時の契約実施等、災害時の福祉避難所の確保に努める。
28		地域保健活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師による地域保健活動支援事業の実施。</li> <li>・保健福祉事業の一部業務・各種健診業務のための、地域担当看護職員の委託。</li> <li>・不足する保健師の人員補填のための、嘱託保健師を雇用。</li> </ul>	保健師活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に合わせた保健福祉活動の実施</li> <li>・地域保健関係職員による地域福祉ネットワークづくり支援</li> </ul>	携わる業務・事業の内容の変更・見直し等の調整および検討
29		高齢者のための地域づくり事業				

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
30	○	地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防ケアマネジメントや総合相談・支援等の機能を担う地域包括支援センターを市内に設置、運営。</li> <li>・バックアップ機能として各区に統括支援センターを設置、運営。</li> </ul>	地域包括支援センターの管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムに向けた強化策の見直し</li> <li>・適切な体制作り・機能確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議、医療との連携等の検討</li> <li>・相談体制の強化のため、人員を増員。</li> <li>・地域包括支援センターを適切に運営できるように、必要経費を計上。</li> </ul>
31		介護予防サービス計画費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターにおける、要支援認定者の予防給付ケアマネジメント業務（介護予防サービス計画（ケアプラン作成））。</li> <li>・本市基準を満たした事業者への、ケアプラン作成一部委託。</li> </ul>	予防給付ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業の導入を想定した見直し</li> <li>・適切な人員配置</li> <li>・適正なケアプラン作成予定件数及び委託件数の見積もり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業の導入を想定したケアプランの検討・人員配置</li> <li>・高齢者人口、要支援者数・ケアプラン作成件数及び委託件数の伸び率を把握し、必要な予算額を計上。</li> </ul>

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 介護保険課	重点項目	高齢者を支える介護サービス等の充実を図り、介護保険制度の適正な運営を行う。						
課長名	中山 浩子	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長	2	人
				103,340,424 千円			295,500 千円	係長	7
							職員	27	人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		一般管理費	介護保険事業に係る各種事務的経費及び訪問調査嘱託員人件費	介護保険制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な介護保険制度の構築</li> <li>・高齢化の進展に伴う介護保険サービス費用の増大</li> <li>・適正な保険給付</li> <li>・公平・公正な要介護認定</li> <li>・低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度介護保険制度改正を踏まえ、第6期介護保険事業計画に基づく各事業を実施する。</li> <li>・所得の低い高齢者等に対し、介護保険料や利用料の負担を軽減する施策を引き続き実施する。</li> <li>・医療情報との突合・縦覧点検や介護給付費のお知らせなどにより、保険給付の適正化に引き続き努める。</li> <li>・要介護認定の迅速化・平準化を図るために介護認定審査会平準化委員会を定期的に開催する。併せて認定審査会委員やかかりつけ医への研修を実施する。</li> </ul>
2		賦課徴収費	介護保険料の賦課徴収にかかるシステム改修経費、介護保険料の納入通知書の出力及び発送、点字分作成、介護保険料催告状の封入封かん等に要する経費			
3		研修広報費	介護サービス事業者などに対して実施する講習会や、市民等に制度の周知を図るためのパンフレット等の作成・配付や説明会等に要する経費			
4	○	介護サービス等給付費	要介護者及び要支援者に対する保険給付(サービス)に要する経費			
5		審査支払手数料	福岡県国民健康保険団体連合会へ委託している介護保険の給付費に関する審査及び報酬支払事務に対する手数料			
6		住宅改修支援事業	住宅改修を行う際に、担当のケアマネジャーがいない被保険者に専門性を有する者が理由書を作成した場合に助成するもの			
7		社会福祉法人による利用者負担の軽減	市民税世帯非課税の人のうち、生計が困難な人に対して、介護サービスの提供を行う社会福祉法人が、利用者負担の軽減を行った場合、当該社会福祉法人に対して、軽減額の一部を助成するもの			
8		低所得者対策(障害者ヘルプサービス)	障害者自立支援法(平成18年4月施行)の適用対象から介護保険制度に移行となった人のうち、一定の要件に該当する人に対して、ホームヘルプサービスの利用者負担を軽減するもの(制度移行措置)			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
9		北九州市高額介護給付等資金貸付事業	介護保険サービス利用者に対し、1カ月の利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、申請により超えた額を「高額介護サービス費」として払い戻し、この費用が払い戻されるまでの間、一時的に負担を緩和するために必要な資金を貸し付けるもの	介護保険制度の適正な運営	・持続可能な介護保険制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度介護保険制度改正を踏まえ、第6期介護保険事業計画に基づく各事業を実施する。</li> <li>・所得の低い高齢者等に対し、介護保険料や利用料の負担を軽減する施策を引き続き実施する。</li> <li>・医療情報との突合・縦覧点検や介護給付費のお知らせなどにより、保険給付の適正化に引き続き努める。</li> <li>・要介護認定の迅速化・平準化を図るために介護認定審査会平準化委員会を定期的に開催する。併せて認定審査会委員やかかりつけ医への研修を実施する。</li> </ul>
10		介護認定審査会費	要介護認定を行うため、保健・福祉・医療の専門家により構成される介護認定審査会の運営及び認定審査会の審査判定結果の被保険者への通知に要する経費		・高齢化の進展に伴う介護保険サービス費用の増大	
11		認定調査費	要介護認定の審査判定に必要な訪問調査の実施、主治医の意見書の徴収やより公正・公平かつ適切な認定調査を行うための研修の実施に要する経費		・適正な保険給付	
12	○	介護保険適正化事業	介護保険制度の適正な運営に資するため、介護給付費の過誤請求をチェックする介護給付費データ点検、給付費通知送付を実施するもの		・公平・公正な要介護認定	
13		事業者支援指導業務	介護サービス事業所の運営の適正化、よりよいケアの実現を目的に、運営基準や介護給付等サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知を行う経費	介護サービスの質の向上と人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス分野における質の高い人材の安定的な確保・育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者に対し、継続的に実務研修等を行うことによりスキルアップを図る。また、人材の確保や育成に向けた取組みを推進する。</li> </ul>
14		福祉人材バンク運営委託	福祉人材の育成と人材の確保のため、無料職業紹介所として、就労に関する各種相談や求人求職のあっせんをするもの			
15		認知症介護管理者等研修事業	認知症高齢者にサービスを提供する事業所の管理者に対し、適切なサービスの提供に関する認知症の専門的な知識等を習得させる研修を実施するもの			
16		福祉サービスの第三者評価事業	介護サービスの質の向上と事業者選択情報のための情報提供を目的として、介護サービス事業者の提供するサービス(介護老人福祉施設・訪問介護など9サービス)の質について市が認定した民間評価機関が評価するもの			
17		認知症介護研修事業	介護従事者の指導者的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に必要な専門的な研修を実施するもの			
18		介護保険相談事業	介護保険施設などの介護サービス現場に、相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に対応することで介護サービスの質的な向上を図るもの			
19	○	(再掲) 介護保険適正化事業	介護保険制度の適正な運営に資するため、介護事業所へのケアプランチェックを実施するもの また、介護保険制度の適正な運営に資するため、介護従事者のスキルアップを図る様々な研修の実施とともに、介護福祉士などの潜在的有資格者を対象に介護施設等の見学と研修を一体的に実施する就労支援セミナーを実施するもの			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容	
20		地域密着型サービス指定事務	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、事業者の指定に際し、学識経験者や市民代表などで構成する「地域密着型分科会」の開催経費	地域に根ざした高齢者福祉施設等の整備・運営と在宅サービスの充実	できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護サービス等を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次北九州市高齢者支援計画に基づき、高齢者福祉施設等を計画的に整備する。</li> <li>・在宅サービスの充実を図るとともに、小規模多機能型居宅介護や認知症グループホームなどの整備を進める。</li> </ul>	
21		居宅サービス・施設サービス事業所等指定事務	介護保険・老人福祉事業(訪問介護等の介護サービス・予防サービス、介護老人福祉施設等の施設サービス、有料老人ホームの設置等)の指定・更新等の決定や届出の受理、立入検査等を実施するための経費				
22	○	民間老人福祉施設整備補助事業	要介護高齢者が在宅生活が困難になった場合などにおいても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、第四次北九州市高齢者支援計画に基づき、民間事業者が行う介護保険施設等の整備に対して、国や県の補助制度を活用して支援するもの				
23		元利補給補助(老人福祉施設)	社会福祉法人の施設整備に伴う借入金の償還利息に対し1%相当を補助、平成17年度から新規の補助は廃止しており、経過措置として平成16年度以前のものについて、償還期間の満了(2022年度)まで継続して補助するもの				
24		軽費老人ホーム運営補助	軽費老人ホームのうちA型と呼ばれる7施設の運営を補助するもの			<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護サービス等を充実する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も適正な運営が行われるように、引き続き補助を行う。</li> </ul>
25		ケアハウス運営事業	軽費老人ホームのうちケアハウス18施設の運営を補助するもの				
26		生活支援ハウス運営事業	デイサービスセンターに居住部門が併設され、独立して生活するには不安のある高齢者に、介護、住居、地域住民との交流の場等を総合的に提供する施設の運営を委託するもの				
27		老人保護措置等事業(義務)	市が、社会福祉法人が設置する養護老人ホームに入所を措置し、施設の人件費や入所者の生活費等について国の基準に従って負担するもの				
28		施設機能強化推進事業	軽費老人ホームを対象に、老人福祉施設の持つ機能を地域に還元できるよう、優れた提案を行い実施した施設に対し、その実費に対し実績に基づき補助金を交付するもの				
29		養護老人ホーム入所者見舞金	養護老人ホームに措置された入所者のうち収入が極めて少ない入所者に対し、見舞金(月額1人3,000円)を支給するもの				
30		老人保護措置費用負担金滞納整理事務費	養護老人ホームに措置されている入所者については、本人及び扶養義務者が、その負担能力に応じて負担金を支払うこととしているが、これらについて滞納がある場合に、地方自治法に基づき、区役所職員が督促等を実施するための経費				

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
31	○	介護支援ボランティア事業	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動を評価してポイント化し、貯まったポイントを換金・寄付できるもの	ボランティア活動による介護予防	ボランティア登録者及び活動者の増加	ボランティア登録の促進を図るとともに、登録者が活動につながるよう支援を行う。
32		職員費(介護)	介護保険事業に係る介護保険課・各区役所介護保険担当の職員費	その他	—	—
33		予備費	当初予算議決後に予測することが不可能な支出に対応するための予算(介護保険特別会計分)			
34		財政安定化基金拠出金	各市町村の安定的な介護保険財政運営のために、「福岡県介護保険財政安定化基金」が設定されており、その財源は国、県、市町村が1/3ずつ負担するよう定められており、福岡県財政安定化基金条例に定める拠出率に基づき拠出するもの			
35		介護給付準備基金積立金	北九州市介護給付準備基金に決算上生じた介護保険料の剰余金を積み立てるための経費			
36		第1号被保険者保険料償還金及び還付加算金	平成27年度中に行われる平成26年度及び平成25年度の過誤納付保険料の還付のための経費			
37		償還金	国庫支出金等過年度分の償還するための経費			
38		介護保険特別会計繰出金(配分)	他会計へ繰出を要する経費のうち事務費等経常的な経費			
39		介護保険特別会計繰出金(義務)	他会計へ繰出を要する経費のうち義務的な経費			
40		市立老人福祉施設備品購入	指定管理委託している市立の老人福祉施設について、基本協定書に基づき施設に必須の大型備品を購入するもの(特別養護老人ホーム1施設、デイサービスセンター1施設、計2施設)			
41			指定管理委託している市立の老人福祉施設について、基本協定書に基づき大規模改修を実施するための経費			
42		介護保険課一般	老人福祉法の施行に要する事務費等			
43		市立老人福祉施設整備(介護保険課)	指定管理者制度を導入している市立の老人福祉施設について、基本協定書に基づき軽微な工事を実施するための経費(特別養護老人ホーム1施設、デイサービスセンター1施設、計2施設)			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	健康推進課	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率の上昇および効果的な保健指導の実施</li> <li>・がん検診等健康診査の受診促進</li> <li>・市民主体の健康づくり活動の充実</li> <li>・食育及び歯と口の健康づくりの推進</li> <li>・介護予防の総合的な推進</li> </ul>			
				課長名	河端 隆一	コスト	事業費

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容		
1	○	がん検診推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40.45.50.55.60歳の市民を対象に、大腸がん検診の無料クーポンと検診手帳を送付する。(国庫補助事業)</li> <li>・20歳の女性を対象に子宮頸がん検診、40歳の女性を対象に乳がん検診の無料クーポンを送付する。(国庫補助事業)</li> <li>・H25に配布した子宮頸がん・乳がんの無料クーポンの未使用者に、再度、無料クーポンを配布するとともに、既受診者にはハガキ等による個別勧奨を行う。(国庫補助事業)</li> </ul>	生活習慣病の予防、重症化予防	がん等の早期発見・早期治療のため、がん検診等健康診査の受診率向上を図る必要がある。	がん検診等の各種健康診査が受けやすいように、受診料1,000円以下で継続実施する。国庫補助事業として、大腸がん検診の無料クーポン配布と、過去に配布した子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポンの未使用者へのクーポン再配布や既受診者への個別勧奨を実施する。企業・ボランティア等との連携を深め、継続的に検診の普及啓発活動を行い、がん検診受診者の増加を図る。		
2	○	健康診査	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として、がんの早期発見・早期治療等を図るため、胃がん・乳がん・子宮頸がん・大腸がん・前立腺がん検診、骨粗しょう症検診、基本(若者)健診を実施する。					
3	○	健康診査受診促進事業	がん検診等健康診査について、リーフレット配布や雑誌掲載、キャンペーン活動などにより市民の健康管理意識の高揚や健康診査の受診促進を図る。					
4	○	特定健診・特定保健指導	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、40歳～74歳の北九州市国民健康保険被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診を実施する。また、健診の結果、特定保健指導等により適切な事後フォローを実施する。		生活習慣病の重症リスクの高い市民が多く、生活習慣の改善や受診、治療を促すために、特定健診の受診率向上を図る必要がある。	各種の受診勧奨事業を継続して実施するとともに、受診後の適切なフォロー体制をさらに充実させる。		
5		健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進法に基づき、生活習慣病発症予防及びその重症化予防のための保健指導や、療養上の保健指導が必要であると認められる本人(40歳～64歳)及び家族に対し必要な保健指導を家庭訪問により実施する。</li> <li>・健康増進法第4条に基づき、高血圧症や糖尿病等のため生活習慣の改善が必要な人への保健師・栄養士等による個別保健指導、区役所・市民センター等で様々な健康課題をテーマとする集団教育を実施する。(健康増進事業:1/3補助)</li> <li>・健康増進法に基づき、特定健診・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、住民自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、「健康手帳」を作成・配布。(健康増進事業:1/3補助)</li> <li>・主に40歳～64歳の市民を対象に、市民センターでの定期的な「健康なんでも相談」や、区役所での面接・電話相談、各種健康教室来所者に対する個別相談など、市民の心身の健康に関する相談について保健師・栄養士等が助言・指導する。(健康増進事業:1/3補助)</li> </ul>				生活習慣病の重症リスクの高い市民が多い。健康な生活習慣を維持するための知識を深める必要がある。	生活習慣病が重症化しやすい市民を優先的に支援するため、かかりつけ医との連携や、さまざまな機会をとらえて科学的根拠に基づく情報を提供するなど効果的な予防活動を充実させる。
6		北九州市受動喫煙防止啓発推進事業	健康増進法25条に基づく受動喫煙防止対策を推進するために関係団体や専門家との情報共有や意見交換等を実施する。					

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
7	○	乳幼児歯科健康診査	乳幼児の歯科疾患の早期発見・早期対応を図り、健全な発育・発達、健康の保持増進を図るため、母子保健法第12条に定められた、乳幼児歯科健康診査を行うもの。	歯と口の健康づくりの推進	3歳児のう蝕有病者率の減少や、歯と口の健康と全身疾患の関係についての認知度を普及啓発する必要がある。	未受診者対策の強化や普及・啓発のさらなる拡張により歯と口の健康を推進する。
8	○	口腔保健支援センター(旧:歯ッピー・ヘルシー北九州事業)	市民の歯科疾患の予防等による口腔保健の保持増進を目的とし、各ライフステージにわたり歯や口腔の異常や歯科疾患の有無を早期発見し、適切な保健指導を行うとともに、口腔内疾患の予防及び歯科・口腔保健思想の普及を行うもの。			
9	○	お口の元気度アップ事業	高齢期において口腔の機能を維持・改善することは、QOLに重要な要素である。そこで、口腔機能向上や口腔ケアについての意義、方法、効果等についての知識や技術を学ぶ教室、専門職による相談対応、出前講演による普及啓発等の様々な口腔機能向上のための事業を行い介護予防の推進を図るもの。			
10	○	新・歯科健診未受診者対策	他都市と比較して受診率の低い1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診への受診を勧奨するため、未受診者へのはがきによる受診勧奨及びちらし、ポスター等の作成を行い市民の口腔保健の向上を目指すもの。			
11	○	きたきゅうしゅう食育ネット	第二次北九州市食育推進計画の進捗管理にあたって、有識者等から意見を聴取するため、「第二次北九州市食育推進計画の推進にかかる意見交換会」を設置。併せて、食育に関する情報発信の充実や関係団体等のネットワークづくりを進め、お互いの情報共有や相互連携・協力による食育の推進する。	食育及び栄養改善の推進	ライフステージに応じた良好な食生活の実践を図るための正しい知識の普及啓発が必要	無関心層や若い世代が関心を持つような方法を検討し、より一層の食育推進する。
12	○	「ふれあい昼食交流会」支援事業	北九州市食生活改善推進員協議会が実施する「ふれあい昼食交流会(一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯を対象に食事を通してふれあいの場を提供)」に対して補助金の交付及び献立作成、調理衛生指導等の支援をする。			全市民センターでの開催にむけて、より一層支援する。
13	○	市町村栄養改善事業	市民の食生活改善を推進するため、市民センター等での減塩普及講習会を実施。地域における食生活改善に取り組むボランティアである食生活改善推進員を養成。食生活改善推進員が地域における食生活改善に自主的に取り組むために、配布資料作成支援等、継続的に育成、支援を実施する。			市直営の教室や普及啓発事業は、食育関係者(栄養士会や食生活改善推進員協議会等)への委託化をしている。食育関係者の活動支援を継続し、費用対効果を高める。
14	○	若い世代の食育推進	学生たちがワークショップ等により、食育に関する課題を見つけ、改善に向けた取り組みを検討し、啓発活動を行う。			若者を活用して効果的な取り組み方法を検討し、情報発信や普及啓発を行う。
15	○	高齢者食生活改善事業	介護保険法に基づく地域支援事業における「栄養改善」を目的とした一般高齢者対策として、高齢者の低栄養状態の予防の重要性や正しい知識と技術の普及・啓発を図る。			各教室の広報活動や低栄養状態を予防することの重要性についての普及啓発方法の見直しを行う。
16	○	食生活改善推進員による訪問事業	食生活改善推進員が高齢者宅を訪問し、食事に関する状況確認や助言を行うことで、高齢者の低栄養予防の普及啓発を図り、介護予防につなげるもの。			低栄養状態による要介護のリスクが高まることを防ぐために、訪問実施校区を増やし、低栄養予防の普及啓発を図る。

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
17	○	通所型介護予防事業	高齢者が要支援・要介護状態となることになることの予防を効果的に行うことを目的に・複合型(運動・口腔・栄養)の教室を行い高齢者のQOLを高める。	介護予防の総合的な推進	高齢者の増加に伴い、要介護認定のリスクが高まっている。	要支援者など軽度な介護状態になる前に、生活機能の低下の恐れにある高齢者(=二次予防事業対象者)を把握し、地域包括支援センターのケアマネジメントの下、適切な介護予防メニューを提供する。
18	○	訪問等による介護予防支援事業	生活機能の低下のおそれのある高齢者に対し、保健師・看護師等が訪問等を行い、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・支援を行う。			事業ターゲットとなる「高齢者」に「健康づくり・介護予防」に取り組んでもらうため、効果的かつ興味を持ってもらえるよう啓発手法等に創意工夫を凝らす。
19		介護予防に関する普及・啓発事業	介護予防への関心を高め、その重要性や正しい知識を一般に広く周知するため、講演会や新聞・リーフレットなどを活用したPR活動を行う。また、地域主体で介護予防を推進するため、健康づくり推進員等の活動支援やスキルアップ研修を実施する。			比較的重度な要支援・要介護の原因疾患の主な要因が「ロコモティブシンドローム」であることから、「運動教室」等を実施し、運動に取り組むきっかけづくりを提供するもの。併せて、教室等参加者が教室終了後、自主グループなどを形成していけるよう支援を行う。
20		高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業	高齢者の日常生活に必要な筋力の維持・向上を図り、介護予防の普及・啓発を図るため、65歳以上の高齢者を対象に、ストレッチなど自宅でも続けられる運動を中心としたトレーニング教室を開催する。			
21	○	百万人の介護予防事業	介護予防を目的に、65歳以上の高齢者を対象に、北九州市が独自に開発した「きたきゆう体操(介護予防体操)」及び「ひまわりタイチー(介護予防太極拳)」の教室を開催する。また、きたきゆう体操及びひまわりタイチーを身近な地域で自主的に継続して行うとともに、いきがいづくりを進めるため、普及員の養成や自主グループの活動支援する。			
22		高齢者尿失禁予防事業	閉じこもりなどの生活機能の低下を招く原因の1つである尿失禁に関する正しい知識の普及・啓発や尿もれ予防体操の実技指導、医師の個別相談などを行うことで、日常生活習慣の改善や生活の質(QOL)の向上を図る。			
23		公園で健康づくり事業	高齢者等の健康づくりに効果的な健康遊具を設置した公園で、健康遊具の適切な利用法や運動方法を学ぶ健康づくり教室を開催するなど、身近な公園を活用した市民の継続的な健康づくり活動を支援する。また、「公園で健康づくり普及員」の養成講座を行い、地域での普及・啓発を図る。			
24	○	健康マイレージ事業	介護予防・生活習慣改善等の取り組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントを健康グッズなどと交換することで、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取り組みを促進する。			市民、とりわけ中高齢者の方々に、健康づくりに取り組んでもらうためのきっかけとなるよう、地域のボランティアなどと協力して、事業のPRや対象事業の掘り起こし、参加の呼びかけ等を強化する。また、健康づくり・介護予防の重要性を広く普及啓発するために、他の事業やイベント等においても、本事業を積極的に紹介する。
25		新・地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防に資する運動教室や閉じこもりがちな高齢者等を対象に地域住民との交流を行う住民主体の通いの場などを充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めることで、高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。			高齢者の生活全般に関する機能低下を予防する「元気でハツラツ健康アップ教室」について、地域の自主的な運営に向けて支援をしていく。

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
26		新・ロコモ予防推進員養成事業	要介護状態になる原因の約2割を占める「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)」(以下、「ロコモ」という)の予防は全市民にとって重要である。ロコモの認知度の向上や予防運動等の普及を行うために、「ロコモ予防推進員」を養成し、身近な地域でロコモ予防の普及・啓発を行い、健康寿命の延伸を図る。	介護予防の総合的な推進	高齢者の増加に伴い、要介護認定のリスクが高まっている。	「養成講座」「スキルアップ研修会」「交流会」の実施により、ロコモ予防推進員の養成とその後の活動の側面的支援を行う。
27	○	新・地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア個別会議、訪問、通所、住民運営の通いの場等においてリハビリテーション専門職等が関与し、自立支援と地域づくりの視点から、リハビリ技術の伝達や介護予防に関する人材の育成等を行うもの。			リハビリテーション専門職による「地域活動へのリハ技術支援」や「介護予防ケアマネジメントへのリハ技術支援」を行う。
28		新・介護予防効果測定評価事業	効果的・効率的な介護予防事業及び認知症予防事業の実施を行うため、介護予防・認知症予防等の有識者等に幅広い意見を聞きながら事業内容の企画・検討、評価指標の設定・評価方法の検討等を行い、本市の介護予防・認知症予防事業の総合的な推進を図る。			(仮称)北九州市認知症支援・介護予防効果測定評価会議を設置し、医療・健診データの解析やエビデンスに基づいた事業展開の検討・効果測定を行う。
29		健康づくり推進員養成・活動支援事業	地域における健康づくり・介護予防を推進するリーダー育成のため、健康づくり推進員を養成するとともに、健康づくり推進員が地域で行う健康づくり・介護予防に関する情報発信や、ウォーキングなどの活動を支援する。	市民主体の健康づくり活動の推進	地域・職域と連携し、市民一人ひとりの健康を支える環境を整える必要がある。	健康づくり推進員の養成・支援を継続し、地域において主体的な健康づくり活動を推進する担い手を育成していくことで、行政主導の取り組みから市民主体の取り組みへとシフトする。
30	○	住民主体による快適な健康づくり事業	市民センター等を拠点として、市民が主体となって話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価をひとつのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会、健康づくり推進員の会、食生活改善推進協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの連携により実施する。			未実施校区の現状と課題を分析して、地域の特性に応じた実施方法を検討する。
31		企業との連携による健康づくり事業	職域や地域における健康づくり・介護予防に関する優れた取り組みを表彰し、受賞した企業・団体が協議会を構成し健康づくりについて情報発信を行う仕組みを構築する。			企業や地域団体等が実施している、他者の参考となるような先進的、効果的な健康づくりの取り組みを把握すべく「北九州市健康づくり活動表彰」のPRを強化する。また、それらの取り組みを広く情報発信するための仕組みとしての協議会、事例集の作成・配布等を工夫する。
32		健康推進課一般	健康推進課の庶務的経費	その他	—	—

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
33		健康づくり推進会議運営事業	平成25年度からスタートした「北九州市健康づくり推進プラン」の推進について、有識者や関係者から幅広く意見を聞くため、健康づくりの推進にかかる意見交換会を設置し、関連事業の取り組み状況や数値目標の達成状況などの進捗管理を行う。	健康づくりの推進にかかる意見交換会	—	—
34		新・(仮称)北九州市認知症支援・介護予防センター整備事業	認知症施策及び介護予防事業の普及・啓発をより一層推進していくための全市レベルの拠点施設として「(仮称)北九州市認知症支援・介護予防センター」の整備を行う。	認知症支援及び介護予防の総合的な推進	高齢者の増加に伴い、要介護認定のリスクが高まっている。	市民一人ひとりが認知症の予防や早期発見が重要であることを理解し、それらの活動を実践するために、認知症支援・介護予防を総合的に支援する拠点施設を整備する。

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	保護課	重点項目	保護が必要な方が保護の適用から漏れることのないよう、また、必要でない方が漫然と保護を受けることのないよう、生活保護の適正実施に努める。				
	課長名			早崎 寿宏	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費
47,212,111 千円		159,000 千円	係長 8 人				職員 9 人	

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		生活保護費	生活保護法に基き、生活に困窮している者に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長	法令等に基づく生活に困窮している者の救済	-	-
2		中国残留邦人等支援給付金	特定中国残留邦人への支援策として平成20年度から行うこととなった「高齢基礎年金を補完する生活支援給付」事業等の経費で、生活保護基準に準じて実施	法令等に基づく生活に困窮している者の救済	-	-
3		要保護世帯向け不動産担保型資金貸付事業	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金を貸付	法令等に基づく生活に困窮している者の救済	-	-
4		生活援助資金等貸付事業	生活保護を申請している者及び生活保護を受給している者であって、緊急のため扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を立て替えて援助する必要がある者に対して貸付を実施	法令等に基づく生活に困窮している者の救済	-	-
5	○	生活保護受給者に対する自立支援事業	多様で複雑な問題を抱える生活保護受給者に対し、それらの問題を解決し少しでも早く生活保護から自立できるように、就労支援プログラムや年金調査支援プログラム等の各種自立支援プログラムを活用し、専門的に支援する職員(専門員)を各区に配置し自立支援を実施	生活保護等の適正実施	就労意欲に乏しい対象者について、効果的な支援を行う必要がある。	平成25年度から全区に展開した就労意欲喚起事業をより一層活用する。
6	○	生活保護受給者に対する自立支援事業(拡充)	被保護者就労準備支援事業	生活保護等の適正実施	稼働可能な若年者等であっても、日常生活・社会生活上からの自立支援が必要な者がいる。	通常の就労支援ではなかなか就労に結びつかない被保護者に対して、伴走型支援を実施することにより、日常生活の自立や孤立化の防止、社会とのつながり確保(社会的自立)、経済的自立(福祉的就労・中間就労を含む)を目指す。
7		医療・介護扶助適正化事業	診療・介護報酬の審査委託、レセプト点検、看護師やケアマネの嘱託化により、生活保護における医療・介護扶助の適正化を強化。	生活保護等の適正実施	医療・介護扶助費が生活保護費の約半分を占めており、社会的入院や過剰なケアプランなどを適正に行う必要がある。	医療・介護扶助の適正化は国としても重要な課題であり、看護師、ケアマネジャー等専門職を直接雇用し体制を強化することで、福祉事務所全体で適正化を図る。
8		不正受給防止対策推進事業	不正受給防止対策員(警察OB)2名の下に、適正化調査員(CW経験者)4名を配置し「生活保護適正化推進調査チーム」を設け、警察との連携を行うとともに、不正受給の調査を徹底。	生活保護等の適正実施	不正受給と判断するには徹底した調査が必要なケースがある。	「生活保護適正化推進調査チーム」において、不正受給の疑いがあるケースの生活実態調査や関係機関調査、告訴・被害届提出の相談などを行う。

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
9		心理ケア支援事業	各福祉事務所に臨床心理士(嘱託員)を配置し、生活保護決定・実施の際に心理学面からの判断やケースワーカーへの技術的助言及び指導、精神科嘱託医・精神保健福祉センターとの技術的連携を実施	生活保護等の適正実施	精神疾患のある生活保護受給者に対して、専門知識が乏しく、個々のケースによって状態も異なるため、効果的な処遇を行うことが困難である。	臨床心理士を配置することで生活保護受給世帯の心理的なアセスメントを行い、ケースワーカーへ専門的な支援、助言を行うことでケースワークが円滑に進むよう取り組むと共に福祉事務所の精神保健福祉分野の体制を強化する。
10		指導監査委託費	生活保護法施行事務監査を行うため生活保護指導職員を置くものであり、当該職員に要する経費(事務費)を計上	生活保護関係職員の指導・育成	ケースワーカーが生活保護における十分な知識がないまま業務に携わり、被保護者に対して適切な指導援助が行われていない事例が見られる。	ケースワーカーの業務水準に合わせた適切な助言指導を行うとともに、適宜監査項目の見直しを行い、各福祉事務所の実施水準の向上を図る。
11		生活保護関係職員研修事業	福祉事務所職員に対し生活保護制度や接遇、カウンセリングのほか他法他施策等の研修を実施、また、社会福祉主事任用資格を有しない職員に対する通信教育の方法による資格取得	生活保護関係職員の指導・育成	生活保護業務が幅広い保健・福祉・医療サービスや司法に関する知識を求められており、それらに対応する研修の実施が必要である。	生活保護制度はもとより、接遇、カウンセリング、他法他施策等の研修や事務処理の演習を行うことで生活保護業務に従事する者としての資質向上を図る。
12		元利補給補助(救護施設)	社会福祉法人が北九州市に建設する救護施設の整備のために、独立行政法人福祉医療機構から借入、返済することとなる資金に係る利子の一部補助	その他	-	-
13		保護課一般	生活保護法による事務を実施するにあたって必要な監査・指導・調査・事務連絡等の経費	その他	-	-
14		被保護世帯調査等経費	要保護者の保護の決定又は実施のために必要な調査等の経費	その他	-	-
15		事務処理効率化事業	生活保護電算システムを使用することにより、事務を効率化	その他	-	-
16		中国残留邦人等支援給付金事務費	特定中国残留邦人への支援策として実施している「高齢基礎年金を補完する生活支援給付」事業等の経費	その他	-	-
17		居宅生活移行支援事業	無料低額宿泊施設において、入所者への生活指導、就労支援及び居宅移行支援等を行うことにより、入所者の自立を促進する事業	その他	-	-

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 障害福祉課 障害者就労支援室	重点項目	障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり				
課長名	坂元 光男 (障害者就労支援室長兼務)	コスト	事業費	27年度当初予算額 35,000,953 千円	人件費	目安の金額 314,500 千円	課長 3 人 係長 10 人 職員 24 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	障害者相談支援事業	障害者基幹相談支援センターを設置し、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行うとともに、障害者虐待防止センターの機能を持たせて、虐待に関する通報の受理や養護者への指導、啓発などを実施、総合療育センター内地域支援室において、障害児の相談対応	相談システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人に対する迅速かつ適切な相談対応</li> <li>・相談支援事業者や相談支援専門員の不足により、利用計画作成が進んでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者のさまざまな課題に、迅速かつ適切に対応できるよう相談業務のレベルアップと体制の強化を図る。</li> <li>・障害福祉サービス利用者等にサービス等利用計画を作成する体制の強化を図る。</li> </ul>
2		障害者相談支援事業(拡充)	障害者基幹相談支援センターへの総合コーディネーターや区役所への計画相談支援員などを配置			
3		高齢者・障害者相談コーナー充実事業(「障害福祉課一般」の一部)	障害者手帳交付や各種公的福祉サービスの受付・支給決定を行っている区高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員の資質のレベルアップを図るための研修の充実			
4		ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える者同士が仲間の立場から相談を受けることにより、自立生活のための情報や生活技術の提供、自信回復などの精神的サポートをするもので、障害種別に応じて複数のNPO法人等に委託して実施			
5		障害者相談支援事業所サポート事業	地域の無業者を、相談支援事業所の補助業務(サービス等利用計画の作成補助等)を行わせることを通じて、障害福祉サービスに関する経験を積ませることで同分野での就業に結びつける。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
6		北九州市障害者自立支援協議会	障害があっても安心して自立できる地域社会の実現のため、障害者団体、学識者、教育・雇用・医療の関係者、相談支援事業者などで構成する協議会を設置し、相談支援事業者の中立・公平性の確保や権利擁護システムの構築、社会資源の開発・改善等	相談システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人に対する迅速かつ適切な相談対応</li> <li>・相談支援事業者や相談支援専門員の不足により、利用計画作成が進んでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者のさまざまな課題に、迅速かつ適切に対応できるよう相談業務のレベルアップと体制の強化を図る。</li> <li>・障害福祉サービス利用者等にサービス等利用計画を作成する体制の強化を図る。</li> </ul>
7		障害者相談員設置費	身体障害当事者や知的障害の家族が相談員となり、身体障害者の更正援護の相談に応じ必要な指導を実施、知的障害者の相談に応じ更正のために必要な援助を実施、障害者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及等			
8		相談支援給付費	障害福祉サービス利用者を対象に、相談支援事業者が行うサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の見直しについて、計画相談支援給付費を支給			
9		知的障害者生活支援事業（「在宅障害者援護費」の一部）	生活支援ワーカーを配置した知的障害者生活支援センターを設け、地域において単身生活をしている知的障害者の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行うことにより、地域生活の安定と福祉の向上を図る。			
10	○	総合療育センター再整備事業	施設の老朽化や障害児・者のニーズの多様化、拡大化等に対応するため、総合療育センターを再整備			
11		（仮称）総合療育センター西部分所整備事業	市西部地区から総合療育センターを利用する方の負担を軽減するため、（仮称）総合療育センター西部分所を設置			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
12		総合療育センター医療機器整備	総合療育センターの医療機器を新規購入又は更新	早期発見・療育体制の整備	事業の継続実施	法律に基づく適正な事務の執行
13		日中一時支援事業	障害のある人を家庭で介護できない場合に、障害福祉サービス事業所等で一時的に預かり、障害のある人の居場所づくりや家庭の就労支援・介護負担を軽減			
14		心身障害児(者)家庭訪問指導員	在宅の心身障害児(者)及びその保護者を対象に、定期的な家庭訪問を行い、個人やグループなどへの生活指導、療育訓練等を実施			
15		障害児の長期休暇対策事業	障害児及びその家族が主体となって長期休暇等の間に活動している団体にボランティアを派遣し、障害児の家族の介護負担を軽減するとともに、各種プログラムを提供			
16		障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害児に対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るために手当を支給			
17		特別児童扶養手当事務費	心身に重度の障害を持つ20歳未満の児童を扶養する者に対して手当を支給			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
18		障害児通所・入所支援	障害のある子どもに対する保護、日常生活の指導及び知識技能の付与のため措置した児童及び障害児サービスを利用した児童に要する費用を支給	早期発見・療育体制の整備	・事業の継続実施	・法律に基づく適正な事務の執行
19		障害児施設運営費	指定管理者制度により市立障害児施設を管理・運営			
20		障害児等療育支援事業	在宅障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能を充実			
21		障害児利用者負担軽減事業	平成18年10月施行の児童福祉法改正により、障害児施設の利用者は、利用したサービス量の定率負担分(1割相当額)及び食費等を負担することになり、従前よりも負担額が増加したため、本市独自で負担を軽減			
22		民間心身障害児施設運営補助	民間心身障害児施設の運営を図るため、施設管理、入所者処遇、職員処遇に係る経費を補助			
23		おもちゃライブラリー運営委託費	障害児の障害程度・種別に応じ、療育と教育の一環として、おもちゃを通じて身体的・精神的発達を促すため、おもちゃの貸し出し、研究及び相談を実施			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
24		居宅系介護給付費及び移動支援事業(義務)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく、障害福祉サービス(居宅系)利用者(支給決定者)に係る費用負担等	障害福祉サービス等の提供等	・事業の継続実施	・法律に基づく適正な事務の執行
25		障害福祉サービス事業(施設型)	障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス(通所系・施設入所)利用者(支給決定者)に係る費用負担等			
26		重度障害者訪問給食サービス事業	ひとり暮らしの重度障害のある人に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることによって、自立を支援するとともに安否確認を行い、異常時の対応を適切かつ速やかに実施			
27		訪問入浴サービス事業	自宅や施設などで入浴することが困難な常時介護を要する重度障害のある人に対し、看護師やヘルパーが乗車した移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供			
28		自立支援医療給付費	身体障害のある人の障害を軽減・除去するために必要な医療費(更生医療)や精神障害のある人の通院医療費(精神通院医療)の自己負担額の一部を助成			
29		障害児(者)日常生活用具給付費	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
30		補装具給付費	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付及び修理を実施	障害福祉サービス等の提供等	・事業の継続実施	・法律に基づく適正な事務の執行
31		重度障害者タクシー料金助成	屋外での移動に困難がある重度障害のある人が外出等の手段としてタクシーを利用する場合、乗車運賃の一部(初乗運賃相当額)を月4回(年間48回)まで助成			
32		障害者(児)短期入所事業	障害者総合支援に基づく、障害福祉サービス(短期入所)利用者(支給決定者)に係る費用負担等			
33		障害福祉施設耐震診断事業	市立障害福祉施設及び普通財産の貸付施設の特定外建築物のうち、昭和56年6月以前の建築物について、耐震診断を実施			
34		障害福祉施設維持補修等事業	市立障害福祉施設について必要な修繕や改修等を実施			
35		元利補給補助(障害福祉施設)	社会福祉法人が民間障害児(者)施設の整備のため、独立行政法人福祉医療機構、北九州市社会福祉協議会から資金を借り入れを行った場合、返済することとなる利子の一部を予算の範囲内で補助			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
36		障害福祉施設整備事業	市立障害福祉施設について大規模な設備改修等を実施	障害福祉サービス等の提供等	・事業の継続実施	・法律に基づく適正な事務の執行
37		社会福祉施設等施設整備事業(障害福祉施設)	北九州市障害者支援計画に基づき、地域での障害者の住まいの場や日中活動の場を整備するために、障害福祉施設の建設費用の一部を補助			
38		ホームヘルプスキルアップ研修事業	ホームヘルパー(有資格者)を対象に、障害のある人に適切な在宅サービスが提供されるよう各種障害特性に応じた講義や実技・演習などの研修を実施			
39		障害福祉サービス等支払事務委託	障害者総合支援に基づく、障害福祉サービス(介護給付費及び訓練等給付費等)の支払事務を、同法に基づき国民健康保険団体連合会の委託にかかる費用など			
40		心身障害者扶養共済制度	障害がある者を扶養している保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡等のときに障害がある人に終身一定額の年金を給付			
41		特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の重度障害者に対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図るために手当を支給			
42		外国人重度障害者等給付金支給事業	制度上、年金が支給されない外国人重度障害者等に対して、国の制度が整うまでの経過措置として給付金を支給			
43		重度心身障害者介護見舞金	在宅の重度の心身障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給(障害を理由とする年金・手当を受給している者を除く)			
44		経過的福祉手当	20歳以上の旧福祉手当受給資格者で、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者に経過措置として手当を支給			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
45	○	地域生活移行促進事業	入所施設、在宅(介護者との生活)等から地域生活への移行を希望する障害のある人への支援を行うため、地域での生活を体験する機会を提供する事業者への助成等	地域移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境変化に伴うパニックの発生</li> <li>・夜間介助等体制への不安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の継続実施</li> </ul>
46		市立障害福祉施設民間譲渡事業	市立障害福祉施設は、現在、指定管理者制度により運営しているが、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、原則、現指定管理者に施設を譲渡	地域の住まいの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡後の施設整備費(国庫補助金)</li> <li>・現指定管理者の費用負担</li> <li>・譲渡時期未定の対応(以上 民間譲渡)</li> <li>・利用者への適切なサービス利用決定(支給決定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の動向を注視し、積極的に国に働きかけていく。</li> <li>・現指定管理者と譲渡時期や譲渡後の建替え等について協議していく。</li> <li>・現指定管理者と譲渡時期等を協議していく。(以上 民間譲渡)</li> <li>・適正な事務の執行</li> </ul>
47		すこやか住宅改造助成事業	障害のある人等の自立支援や家族等介護者の負担を軽減するため、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改良するための経費の一部を助成			
48		共同生活援助事業	障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス(共同生活援助)利用者(支給決定者)に係る費用負担等	地域の住まいの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への適切なサービス利用決定(支給決定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づく適正な事務の執行</li> </ul>
49		福祉ホーム事業運営費	住居を求めている障害のある方に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害者が地域において自立した日常生活や社会生活が送れるように支援するため、必要な助成等			
50		精神障害者地域移行支援事業	精神科病院に入院している退院可能な精神障害者の地域移行の推進			
51		居住サポート等事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにも関わらず、保証人がいないなどの理由により転入居が困難になっている障害者に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活への移行促進			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
52	○	障害者スポーツ振興事業	障害者のスポーツ大会・教室、北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会、小学生ふうせんバレーボール大会等を開催。また、各種スポーツクラブによる大会開催や選手派遣の費用に対し助成を行うなどの活動を通じ、市内障害者スポーツの振興を図る。	専門的な保健・医療による支援	・事業の継続実施	・適正な事務の執行
53		障害者スポーツ振興事業(指管)	障害者スポーツ振興の拠点として、障害のある人が安心して利用でき、健康・体力づくりから競技能力の向上まで、幅広いニーズに対応するとともに、すべての市民が健康づくり等のために気軽に利用できる施設の管理運営を行う。			
54		重度障害者医療費支給事業	重度障害者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、保険診療に係る医療費の自己負担額を助成する。			
55		精神科緊急・救急医療体制整備	夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制(24時間365日)について、福岡県及び政令市(福岡市、北九州市)が共同で整備			
56		精神障害者保健福祉対策事業費	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に伴う、措置入院・精神科救急に係る移送・手帳交付・精神医療審査会・精神保健福祉審議会・精神科病院実地指導・区役所相談事業等			
57		精神障害者就労支援施設通所者社会参加促進事業	精神障害者に対する運賃割引制度のない公共交通機関を利用する障害福祉サービス事業所等の通所者を対象に、交通費の一部を助成	精神障害のある人への地域生活の支援	・事業の継続実施	・法律に基づく適正な事務の執行 ・さまざまな専門機関と連携による事業の実施
58		夜間・休日精神医療相談事業	夜間・休日における精神障害者及び家族等からの相談に対応するための精神医療相談窓口の設置			
59		障害者虐待防止対策支援事業	虐待されている障害者の生命や身体に関わる危険性が高い場合、養護者からの分離、一時保護が迅速に行えるよう、事前に借上げ等により居室を確保、一時保護期間中、管理費や食費等を負担			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
60		ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族を支援するため、相談支援、居場所づくり、ひきこもりに関する情報発信、関係機関の連携の拠点として活動	精神障害のある人への地域生活の支援	・事業の継続実施	・さまざまな専門機関と連携による事業の実施
61		触法障害者支援事業	触法障害者支援を検討する研究会を実施するとともに、触法障害者への理解を深めるための研修やシンポジウムを開催	触法障害者への支援	・障害のある人で犯罪を犯した人(触法障害者)への支援	・司法及び福祉等関係者等と協力して必要な支援を行う。
62	○	発達障害者総合支援事業	北九州市発達障害者支援センターを拠点に、各種相談への対応や市民への啓発、保護者や支援者に対する研修、課題を整理しながら新たな事業をモデル的に実施など	発達障害等に対する支援	・事業の継続実施	・適正な事務の執行
63		難病患者等支援事業	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、患者等の自立と社会参加を促進			
64		高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業	高次脳機能障害をもつ人の社会復帰を促進し、安定した地域生活を推進するため、当事者や家族を対象とする相談会を実施するほか、医療関係者や障害福祉サービス事業所職員など、支援実務者の能力向上を図るため、専門的、実践的な研修を実施			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
65	○	障害者就労支援事業	障害者しごとサポートセンターを拠点として、就職を希望する障害者に対し、様々な就労支援を行うとともに、企業の障害者雇用に対する理解の促進を図る。	雇用・就業機会の確保と拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の参加意欲を高めるための取組み</li> <li>・個々の特性や状況に応じた活動や作業等の提供</li> <li>・景気に対する先行きは不安定であり、経営状況の厳しさが解消すること。</li> <li>・障害者雇用促進法改正等による社会情勢や市民ニーズへの柔軟な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者へのヒアリング等を通して、利用者の参加意欲が高まるような活動が行われるよう、助言等の実施</li> <li>・事業の継続実施</li> </ul>
66	○	障害者就労支援強化事業	平成25年4月からの障害者の法定雇用率引き上げを受け、障害者の雇用人数アップを図るため、障害者の就業支援として特別支援学校とその親や事業所のネットワーク作りを行う就労プロモーター事業を実施する。			
67		障害者小規模共同作業所運営費補助	小規模共同作業所を運営する社会福祉法人等への経費助成			
68		地域活動支援センター事業	障害者総合支援法第5条及び第77条に基づき、障害者に創作的活動などの機会の提供、社会との交流の促進等を実施する地域活動支援センターへの助成等			
69		地域精神保健福祉対策等促進事業	精神保健又は精神障害者の福祉について相当の経験及び知識を有する人が精神障害者小規模共同作業所等を巡回し、支援員等への指導・助言等を実施			
70		精神障害者社会適応訓練事業	精神障害のある人の社会復帰や雇用促進に理解のある事業経営者(職親)に対し、実際の就労の場において、回復途上にある人の作業訓練を委託する。			
71		障害者の自立支援ショップ運営補助事業	NPO法人が、市内の障害福祉サービス事業所等で作った製品を紹介し、販売を促進するために開設した「障害者自立支援ショップ」の運営に対し一部助成			
72		NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクト推進事業	障害者を支援する施設・事業者等の意識改革や製品開発・経営の専門家、デザイナー等との連携等により、魅力ある障害者商品・芸術品の開発、販路の開拓・拡大、効果的なPR等を支援			
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者へのヒアリング等を通して、利用者の参加意欲が高まるような活動が行われるよう、助言等の実施</li> </ul>

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
73		法律相談及び成年後見制度支援事業	民事・刑事上の法律に関わる問題について総合的に対応していくため、弁護士会の協力による法律相談の実施、精神・知的障害者の経済的行為を法的に支えるため、成年後見制度の利用を促進するとともに、財産保全や金銭管理サービス等を実施	障害のある人の人権の尊重と保障	・事業の継続実施	・適正な事務の執行
74	○	障害者差別解消法推進事業	障害者差別解消法施行に向けた体制整備と啓発を実施する。	社会参加の促進	・事業の継続実施	・適正な事務の執行
75		障害者生活活動促進事業	公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会の各区・部会が開催する各種レクリエーション活動及び身体障害者の社会参加や福祉の増進に資する事業・行事等に補助			
76		リフトバス運営事業（「在宅障害者援護費」の一部）	リフトバスを運行することにより障害者グループの活動・外出を支援			
77		自動車運転免許取得助成（「在宅障害者援護費」の一部）	自動車運転免許を取得する障害者に対して、運転免許取得に要する費用の一部を助成	社会参加の促進	・事業の継続実施	・適正な事務の執行
78		自動車改造費助成（「在宅障害者援護費」の一部）	重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、自動車改造に要する経費の一部を助成			
79		身体障害者補助犬啓発事業（「在宅障害者援護費」の一部）	補助犬に対する理解を促進するために啓発に努めるとともに、市内での新たな補助犬の貸与などに対し支援			
80		重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（「在宅障害者援護費」の一部）	意思疎通を図ることが困難な重度障害者が医療機関に入院した場合に、円滑な医療行為が受けられるよう医療従事者との意思疎通を図る支援員派遣に係る費用負担			
81		障害者人権啓発冊子作成（「障害福祉課一般」の一部）	障害や障害のある方に対する、市民、企業、行政機関における正しい理解や知識を深めるため、障害の種別や特性などの説明、障害によって生じる日常生活上の不便なことなどを分かりやすく説明するとともに、「何が障害のある人の差別にあたるのか、何が権利の侵害にあたるのか」などについて具体的な事例を紹介した小冊子を作成し、啓発を図る。			
82		障害福祉情報センター事業（「在宅障害者援護費」の一部）	情報を得る機会が制限される障害者やその家族に対し、官・民のイベント情報や保健福祉情報等を収集して情報の一元化を図り、障害者やボランティア等に情報提供を行うことで障害者の福祉の向上、社会参加の促進、ボランティア活動等の振興を図る。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容			
83		障害者パソコンサポーター事業（「在宅障害者援護費」の一部）	障害特性に応じたパソコンやその周辺機器の使用方法の研修を実施して障害者パソコンサポーターを養成するとともに、パソコンやその周辺機器の使用方法に関する支援を必要とする障害者に対し、その求めに応じてパソコンサポーターを派遣し、地域における障害者の社会参加と自立の促進に寄与する。	社会参加の促進	・事業の継続実施	・適正な事務の執行			
84		字幕ビデオ作成事業（「在宅障害者援護費」の一部）	映像（映画、テレビ番組等）に字幕を入れ、聴覚障害者用に貸し出しを行う。						
85		聴覚三事業（「在宅障害者援護費」の一部）	手話奉仕員、手話通訳者の養成講座の実施。聴覚障害者の社会生活上必要な情報を提供する教室を開催。						
86		難聴者・中途失聴者生活教室（「在宅障害者援護費」の一部）	難聴者・中途失聴者に対し、健康管理、時事その他社会生活上必要な情報を提供する教室を開催。						
87		登録手話通訳者派遣事業（「在宅障害者援護費」の一部）	市内在住の聴覚障害者の福祉増進及び社会参加推進のため、その要望に応じて、訓練を受けた手話通訳者を派遣する。						
88		広報物点字版等作成環境整備事業（「在宅障害者援護費」の一部）	広報物の点字版作成に必要な機器の設置など、環境を整備する。				社会参加の促進	・事業の継続実施	・適正な事務の執行
89		筆談サポーター養成事業（「在宅障害者援護費」の一部）	市内在住の聴覚障害者の福祉増進及び社会参加推進のため、筆談サポーターを養成する。						
90		自動車運転免許学科講習手話通訳委託（「在宅障害者援護費」の一部）	聴覚障害者等が指定自動車教習所における学科教習を受講する際、手話通訳者を当該指定自動車教習所に派遣することにより、教習指導員等との意思疎通を図り教授内容を適正に把握できるよう支援する。						
91		福祉ガイド作成（「在宅障害者援護費」の一部）	障害のある方とその家族の方が利用することができる制度や事業等の福祉サービスの概要及びこれに関連する機関等を紹介するためのガイドブックを作成している。						

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
92	○	障害者芸術文化活動等推進事業	<p>【ボランティア活動参加促進事業】 障害当事者自らが、まちの点検活動や啓発事業を通して、社会の構成者としてボランティアに参加する機会を提供することにより、社会参加の促進を図る。</p>	社会参加の促進	事業の継続実施	適正な事務の執行
93			<p>【在宅心身障害児(者)地域生活支援事業】 「親子レクリエーション」及び「ペアレントスクール」の2つの業務から成る。「親子レクリエーション」は、障害があるため、とかく閉鎖しがちな児童とその家族に対し、話し合いの場を与え、社会との連帯感を強め、もって障害児の福祉増進を図る。「ペアレントスクール」は、障害児をもつ家庭の両親並びに関係職員に対し、正しい指導の方法や考え方について研修を行うとともに、悩みを分かち合う共通の場の学習により、親の育成を行う。</p>			
94			<p>【在宅身体障害者レクリエーション事業】 在宅身体障害者レクリエーション事業在宅する身体障害者の福祉向上を図るため、集団生活とレクリエーション活動を通じて、家庭への引きこもりや施設への不適応等を改善し、身体障害者の社会適応能力を養う。</p>			
95			<p>【障害者週間啓発事業】 障害者基本法に基づき、毎年12月3日～12月9日まで「障害者週間」として定められているが、市民への浸透が充分でないため、毎年障害者に関する啓発イベントを開催し、生涯福祉への理解を深める。</p>			
96			<p>【障害者芸術祭】 障害者の芸術・文化活動への参加を通じて、障害者本人の生きがいや自信を創出し、社会参加と自立を促進するとともに、市民に対する障害者への理解と啓発を進める。また、作品展示、団体合同のステージ発表を通じて、障害者本人の意欲およびレベル向上を図る。</p>			
97			<p>【肢体不自由児海のキャンプ】 夏季長期休暇中に、小学校3年生～中学校3年生までの肢体不自由児を参加者とし、2泊3日のキャンプ(福岡県立少年自然の家「玄海の家」)を実施することで、肢体不自由児の心身両面での健全な育成を図る。</p>			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
98		障害者福社会館運営費	障害者相互の親睦及び自主活動の促進を図るとともに、地域社会等との交流の場を提供することにより、障害者の福祉の向上を図る。また、各種の教養講座や視聴覚障害者情報提供施設の運営なども含めた幅広い障害者の活動支援もあわせて行う。	社会参加の促進	事業の継続実施	適正な事務の執行
99		障害者スポーツセンター整備事業	平成24年4月に開設した新・障害者スポーツセンター「アレアス」の補修等が必要な箇所の整備を実施する。			
100		障害者施策推進協議会等開催経費	北九州市障害者支援計画の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整	北九州市障害者支援計画の進捗管理	・障害者支援計画の適切な進捗管理	・障害者支援計画の進捗状況の把握、現状分析 ・第4期障害福祉計画の策定
101		障害福祉課一般	障害福祉課の運営	その他	—	—

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	精神保健福祉センター	重点項目	いのちとこころの支援センターにおいて、市民への自殺対策の啓発活動を行う一方、自殺未遂者や自死遺族などのハイリスク者に対して、アウトリーチによる支援を行う				
	課長名	三井 敏子		コスト	事業費	27年度当初予算額 32,655 千円	人件費	目安の金額 111,500 千円

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	いのちとこころの支援事業	自殺対策啓発、ゲートキーパー養成及び支援者研修、自殺予防こころの相談電話、自死遺族のための相談窓口、自死遺族のための無料法律相談、自殺未遂者等への個別支援等。	自殺対策	自殺率は減少傾向だが、依然として高い水準にある。	政令市の中でも自殺率の高い現状をふまえ、市民への啓発活動を行う一方、ハイリスク者への専門的な支援を行うなど、自殺者を減らすためのさまざまな事業を実施する。
2	○	自殺対策事業				
3	○	地域自殺対策緊急強化事業				
4		薬物乱用対策事業	薬物乱用及び依存の問題を抱える当事者や家族、支援担当者に対し、助言や知識・情報提供などの支援を実施する。	精神保健の向上と精神障害者の福祉の増進(自殺対策を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期に継続した普及・啓発及び支援体制の構築。</li> <li>・精神保健福祉法改正に即した精神医療審査会等の円滑な実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年に引き続き、薬物乱用対策、社会的ひきこもり対策、災害・事故時のこころのケア対策について、関係各所との連携を深めながら取り組みを実施する。</li> <li>・制度改正の趣旨に即して、精神医療審査会等の体制を整える。</li> </ul>
5		社会的ひきこもり対策事業	さまざまな要因をもつ社会的ひきこもりについて、精神保健、福祉、医療などの連携を取りながら自立できるよう、本人・家族への支援を行う。			
6		災害・事故時のこころのケア対策事業	災害・事故時に生じるこころの問題について、研修を実施するとともに、健康危機管理についてのシステムを構築する。			
7		精神保健福祉センター運営事業	一般事務費及び精神保健全般にかかる啓発等。			
8		認知症の早期発見・早期対応促進事業	市内全域に一定数の「ものわすれ外来」協力医療機関を確保・維持するとともに、認知症対応力向上研修を実施するほか、「ものわすれ外来」協力医療機関の医師を中心に認知症サポート医を養成する。	認知症対策	ものわすれ外来協力医療機関数を維持するとともに、サポート医の養成を行う。	前年に引き続き、現在の協力医療機関数を維持し、協力医療機関担当医研修を実施するとともに、認知症サポート医の養成に努める。

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 障害福祉センター	重点項目	障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重しあいながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり				
			課長名	土河 誠	コスト	事業費	27年度当初予算額 198,300 千円

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		介護実習・普及センター(福祉用具プラザ北九州)運営	介護及び福祉用具に関する市民の知識・技術の向上等を図るため、福祉用具の展示や介護・福祉用具に関する相談・情報提供・研修などを行います。	生涯を通じ一貫した支援体制の構築	—	—
2		障害支援区分認定調査及び認定審査会等事業費	障害者総合支援法の障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)の適用にあたり、認定調査を実施し、障害支援区分の二次判定までを行います。		対象者数が増加傾向にあります。	対象者数に応じた調査体制を整え、審査会スケジュールを設定します。
3		機能回復訓練事業	言葉や聴こえに問題のある人に、言語聴覚士が相談・指導・訓練などを行うとともに、本人・家族・支援者に対する研修・啓発活動や情報提供を行います。		ニーズの変化に対応した支援について工夫が必要です。	よりきめ細かい支援が行えるよう訓練内容の一層の充実を図ります。
4		中途視覚障害者緊急生活訓練事業	中途視覚障害者に対して、歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施するとともに、支援者への技術的研修や専門相談を行います。		視覚障害者の歩行環境が変化するとともに、訓練ニーズが多様化してきています。また、視覚障害者の特性への理解や支援方法等の知識習得を、全市的に広めていく必要があります。	訓練内容の充実や、利用者のニーズに対応した事業の実施により、訓練希望者や相談者へ適切な対応を行います。また、視覚障害者の特性や支援方法等に関する研修を、まずは市職員を対象に実施することとし、そのための体制強化を図ります。
5		障害福祉センター運営	身体障害者手帳・補装具・更生医療・療育手帳の交付・適用に係る医学的・心理学的判定や、障害者の更生援護に関する相談対応及び関係機関への技術的支援等を行います。		障害等級等の判定について、正確・公平・迅速な遂行を維持していきます。	職員の職務能力の一層の向上や、業務体制の強化を推進します。

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 保健医療課	重点項目	以下の事項の実施により、市民の健康を守ることにより、市民の幸福な生活の追求に寄与する。 ①医療機関間の機能分担や連携の推進等により、市民への良質かつ適切な医療の効率的な提供を図る。 ②「医療法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の法令遵守を徹底することにより、市民の保健衛生の向上を図る。 ③予防接種等を通じて感染症の発生予防とまん延防止を図ることにより、市民の公衆衛生の向上及び増進を図る。				
			課長名	佐野 耕作	コスト	事業費	27年度当初予算額 317,445 千円

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	夜間・休日初期救急医療確保対策事業	深夜帯初期救急医療体制の維持・確保、テレフォンセンターの利用を促進し適切な医療提供、適正受診等の推進	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の維持、構築	全国的な医師不足等、医療を取り巻く状況に対応しながら、本市の充実した医療提供体制を維持していく必要がある。	医師会や医療機関等の関係者と連携・協議等しながら、良質かつ適切で効率的な医療提供体制を構築できるよう、事業を実施する。 ※藍島遠隔診療事業は市立診療所事務費と統合
2		看護学校運営補助金	地域医療の核となる北九州市医師会の運営する看護学校に対し、補助金を交付するもの。			
3	○	在宅当番医普及推進委託事業	在宅当番医により、土曜日の昼間や年末年始など、休日、夜間の地域住民の初期救急医療を確保			
4	○	低出生体重児・新生児救急医療体制整備事業	緊急転院を要する低出生体重児等を集中治療室のある市内4つの病院へ転送し、迅速、適切な医療を提供			
5	○	産婦人科・小児科臨床研修医支援等事業	市次世代育成行動計画に基づく周産期・小児救急医療の充実等に対する補助金			
6		市立診療所事務費	市立の離島藍島診療所の運営にかかる経費(医師派遣、看護師の給与、医薬品代の費用等)			
7	○	眼科二次救急医療体制整備事業	眼科の病院輪番制による二次救急医療体制を構築			
8		市立診療所維持管理費	市立藍島診療所及び馬島診療所の施設・設備の維持にかかる経費			
9	○	小児医療先進都市づくり事業	小児医療関係者と連携し様々な課題の検討を行う等、小児医療体制を充実			
10		新 2025年に向けた地域医療ビジョン調査・研究事業	地域医療ビジョン策定及びその実現のために必要な北九州市域における医療資源等の調査研究経費			
11		医療廃棄物処理業務委託	保健福祉局関係の事業所から排出される医療廃棄物等の運搬及び廃棄処分を実施			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
12	○	眼科・耳鼻咽喉科救急医療体制整備事業	眼科、耳鼻咽喉科の夜間救急患者へ対応するための体制を確立し事業の運営を実施	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の維持、構築	全国的な医師不足等、医療を取り巻く状況に対応しながら、本市の充実した医療提供体制を維持していく必要がある。	医師会や医療機関等の関係者と連携・協議等しながら、良質かつ適切で効率的な医療提供体制を構築できるよう、事業を実施する。
13	○	救急医療検討会	市区医師会、医療機関等と救急医療体制の維持・確保等に関する課題について協議し、対策を検討・実施			
14		献血推進協議会運営補助金	各区献血推進協議会へ活動費用の一部を補助し、献血への市民意識の高揚、血液の安定的確保を図る。			
15		地域リハビリテーション連携推進事業	医療機関相互の連携を強化し、保健・医療・福祉が密接に連携した地域リハビリテーション支援体制を確立			
16		新・在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅医療・介護サービス提供者の連携推進に取り組む。			
17		看護職確保対策事業	高校生を対象とした「一日看護体験」を実施し、次世代の地域医療を担うマンパワーを確保する。			
18		医薬務許認可業務	病院・診療所、薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業等、法に基づく許認可や届出受付、立入等の実施。	「医療法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の遵守徹底により、保健衛生の向上を図る。	県からの医療機器等権限移譲に伴う、許認可や立入等の業務を円滑に行う必要がある。	円滑に業務が行えるよう、県及び他市と連携、協議を行っていく。
19		衛生検査施設精度管理事業	衛生検査所の構造設備、精度管理体制等が法令等の基準を満たしているか、定期的に立入調査を実施。			
20		保健医療課一般	保健医療課の一般管理に要する経費	その他	—	—

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	保険年金課	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険特別会計の運営</li> <li>・後期高齢者医療特別会計の運営</li> </ul>							
				課長名	末若 明	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長
					161,576,737 千円			186,500 千円	係長	7	人
									職員	14	人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		社会保障・税番号制度に係る年金システム改修	平成29年7月から開始予定の「社会保障・税番号制度」について、必要となる国民年金システムの改修業務委託	社会保障・税番号制度にかかるシステム改修	市内部における情報連携範囲の明確化等	年金業務に必要な情報を所有する課及び年金情報を必要とする課との協議等を踏まえ、法的整合性の精査や円滑なシステム運用の連携を図る。
2		後期高齢者医療制度(義務)	後期高齢者医療制度に係る医療給付費(本市の被保険者に係る医療給付費)の12分の1を一般会計で負担	後期高齢者医療制度の維持	高齢化の進展に伴う経費の増加	広域連合において医療費の適正化実施
3		後期高齢者はり・きゆう施術補助事業	後期高齢者医療の被保険者に対して、はり及びきゆうの施術に要する費用の一部を補助	後期高齢者の健康の保持増進	高齢化の進展に伴う経費の増加	昨年と同様の手法で実施
4		老人保健医療	平成19年度をもって廃止(後期高齢者医療制度に移行)された老人保健医療制度の残務処理(交付金等の精算)	老人保健医療制度の残務処理	目立った課題なし	・昨年と同様の手法で実施
5		基礎年金等事務費	年金に関する業務について、市民の利便を図るため、市区町村窓口で受け付けを行うもの	市民の利便を図るため、市区町村窓口で受け付けを行うもの	目立った課題なし	・昨年と同様の手法で実施
6		一般管理費	国民健康保険事業にかかる一般管理費	国民健康保険特別会計の運営	1. 一人あたり保険給付費の増加に伴う保険料の増加 2. 保険料負担軽減のための一般会計繰入金金の増加	【制度全般】 ・国民健康保険制度は所得が低い高齢者や退職者などが多く加入することから、財政基盤に構造的な課題を抱えている。そこで、抜本的な財政基盤の強化を図るため、H30年度に保険者を都道府県に移行することとなっている。  【個別取り組み】 ・徴収体制の見直し(約2,400万円の減)
7		連合会負担金	国民健康保険事業の目的を達成するため、保険者が共同して設立している福岡県国民健康保険団体連合会に対して支出する負担金			
8		賦課徴収費	賦課徴収にかかるその他経費			
9		運営協議会費	国民健康保険運営協議会開催にかかる経費			
10		適正化特別対策費	医療費支出の適正化にかかる経費(ジェネリック差額通知、レセプト点検等)			
11		療養給付費	かかった医療費の7割分を保険者が負担する制度(一般被保険者分)			
12		療養費	何らかの理由で医療費の10割を支払った場合、後日、7割分を償還する制度(一般被保険者分)			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
13		高額療養費	一部負担金が一定額(80,100円等)を超えた場合、その超えた額を償還する制度(一般被保険者分)	国民健康保険特別会計の運営	1. 一人あたり保険給付費の増加に伴う保険料の増加 2. 保険料負担軽減のための一般会計繰入金金の増加	【制度全般】 ・国民健康保険制度は所得が低い高齢者や退職者などが多く加入することから、財政基盤に構造的な課題を抱えている。そこで、抜本的な財政基盤の強化を図るため、H30年度に保険者を都道府県に移行することとなっている。  【個別取り組み】 ・徴収体制の見直し(約2,400万円の減)
14		高額介護合算療養費	国民健康保険の高額療養費算定世帯に介護保険受給者がいる場合、医療と介護それぞれの自己負担額(年間)を合算して、世帯で一定の金額を超えた額を償還する制度(一般被保険者分)			
15		移送費	緊急又はやむを得ない理由で診療を受けるために移送を行った場合の移送費(一般被保険者分)			
16		退職被保険者等療養給付費	かかった医療費の7割分を保険者が負担する制度(退職被保険者分)			
17		退職被保険者等療養費	何らかの理由で医療費の10割を支払った場合、後日、7割分を償還する制度(退職被保険者分)			
18		退職被保険者等高額療養費	一部負担金が一定額(80,100円等)を超えた場合、その超えた額を償還する制度(退職被保険者分)			
19		退職被保険者等高額介護合算療養費	国民健康保険の高額療養費算定世帯に介護保険受給者がいる場合、医療と介護それぞれの自己負担額(年間)を合算して、世帯で一定の金額を超えた額を償還する制度(退職)			
20		退職者移送費	緊急又はやむを得ない理由で診療を受けるために移送を行った場合の移送費(退職被保険者分)			
21		審査支払手数料	レセプト審査支払に係る経費			
22		出産育児一時金	被保険者が出産した場合に支給される一時金			
23		葬祭費	被保険者が死亡した場合に支給されるもの			
24		後期高齢者支援金	後期高齢者医療制度を国保被保険者が支援する制度(支払基金支払分)			
25		後期高齢者事務費支援金	後期高齢者支援金に係る事務費分拠出金(支払基金支払分)			
26		前期高齢者納付金	納付金の負担が過大となる保険者の一定部分の負担金を全保険者で再配分した負担分(支払基金支払分)			
27		前期高齢者交付金事務費	前期高齢者事業に係る事務費拠出金(支払基金支払分)			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
28		老人保健事務費拠出金	国民健康保険被保険者の老人保健該当者に係る事務費分拠出金(支払基金支払分)	国民健康保険特別会計の運営	1. 一人あたり保険給付費の増加に伴う保険料の増加 2. 保険料負担軽減のための一般会計繰入金金の増加	【制度全般】 ・国民健康保険制度は所得が低い高齢者や退職者などが多く加入することから、財政基盤に構造的な課題を抱えている。そこで、抜本的な財政基盤の強化を図るため、H30年度に保険者を都道府県に移行することとなっている。  【個別取り組み】 ・徴収体制の見直し(約2,400万円の減)
29		介護納付金	国民健康保険の介護2号被保険者に係る納付金(支払基金支払分)			
30		共同事業費医療費拠出金	高額な医療費の発生による財政不安を緩和するため、1件80万円を超える部分につき各保険者が医療費を拠出			
31		保険財政共同安定化事業医療費拠出金	保険財政の安定、県内保険料の平準化等を目的に1件80万円以下の医療費について各保険者が医療費を拠出			
32		共同事業事務費拠出金	上記記載事業の事務費分			
33		保険財政共同安定化事業事務費拠出金	上記記載事業の事務費分			
34		その他共同事業事務費拠出金	退職振替作業用データ作成にかかる事務費拠出金			
35		保健事業費	特定健診・保健指導等の被保険者の健康増進を図るための経費			
36		保険料還付金	保険料の還付金(一般被保険者分)			
37		退職被保険者等保険料還付金	保険料の還付金(退職被保険者分)			
38		還付加算金	上記保険料還付金に対し、一定の金額及び期間を超えた場合に加算するもの			
39		退職被保険者等還付加算金	上記退職者保険料還付金に対し、一定の金額及び期間を超えた場合に加算するもの			
40		償還金	国等への国庫返還金等が発生した場合の償還金			
41			医療費等の財源不足の場合に充てる経費			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
42		一般管理費	後期高齢者医療制度運営に係る事務費	後期高齢者医療特別会計の運営	安定的な後期高齢者医療制度の運営	・保険者である福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、市町村の役割である保険料の徴収等に努める。
43		徴収費	後期高齢者医療制度運営に係る保険料徴収事務において発生する費用			
44		後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合への納付金(徴収した保険料、運営に係る事務費等)			
45		保険料還付金	後期高齢者医療保険料の前年度以前分の遡及還付金			
46		還付加算金	後期高齢者医療保険料の返還が遅延した場合に加算される金額			
47		予備費	後期高齢者医療特別会計の歳出財源不足の場合に充てる経費			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 生活衛生課		重点項目	公衆衛生の向上				
	課長名	小田 卓爾		コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額
		3,806,549 千円	330,500 千円			係長 9 人		職員 29 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		環境衛生管理費	保健所等が営業六法(興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理・美容師法、クリーニング業法)、墓地、埋葬等に関する法律、建築物衛生法、家庭用品規制法等に基づいて実施する環境衛生業務の支援・統括を行うもの。	環境衛生の維持・向上に寄与すること	近年の環境衛生施設の営業形態や設備の多様化・複雑化	科学的根拠に基づく衛生指導を行えるよう対応する。
2		公衆浴場経営安定補助	市内の普通公衆浴場の風呂釜、循環ろ過器等の基幹設備及び施設の改善費用の一部を補助することにより、公衆浴場の経営の安定化・近代化を図り、市民(特に風呂のない世帯)の公衆衛生の維持・向上に寄与するもの。	公衆浴場の確保を図り、公衆衛生の維持・向上並びに市民の福祉の向上に寄与すること	公衆浴場数の減少	・公衆浴場の経営安定を図る。 ・市民の公衆浴場の利用機会を確保する。
3		東部・西部斎場及び藍島火葬場維持管理費	東部斎場・西部斎場及び藍島火葬場の火葬業務、維持管理経費	火葬場の管理を、公衆衛生上支障なく行う	施設・設備の老朽化及び収支改善	斎場の大規模改修に着手した。併せて、増加する運営費の一部の負担を利用者をお願いするため、平成26年7月1日から火葬場使用料の一部改正を行った。
4		東部・西部斎場施設整備	東部斎場、西部斎場共に築30年以上が経過し、施設が著しく老朽化しており、施設機能の維持のため、特に緊急性を要するものについて整備を実施			
5		斎場大規模改修事業	昭和56年に建築された東部斎場、昭和59年に建築された西部斎場について、建物、設備、機械の老朽化にともなうトラブルが発生しているため、大規模改修を実施			
6		納骨堂管理	地域改善対策事業として設置した納骨堂11ヶ所は昭和45年～昭和60年に建築されており、建物が老朽化しているため、特に損傷の激しい納骨堂について工事を実施	地域改善対策	-	-
7		納骨堂管理(行政)	地域改善対策事業として設置した市内11ヶ所の納骨堂の小規模修繕等維持管理			
8		新 藍島火葬場解体工事	平成10年度から火葬実績がない藍島火葬場について、地元からの解体要望が寄せられているため、解体を行うもの。	施設の解体	-	-

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
9	○	食の安全安心確保推進事業	食品の安全確保により住民の健康保護を図ることを目的として、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを実施する。	食の安全・安心の確保	消費者や事業者の衛生意識の欠如による食中毒等の発生や、消費者に食品に対する不安を感じさせる事件が全国で発生している。	消費者や事業者に対し、食品の安全に関する正しい知識・情報の提供を食品衛生監視指導計画にもとづき実施する。
10	○	食中毒予防総合対策事業	食中毒発生時の迅速な原因究明による健康被害の拡大防止や、流通食品の汚染実態調査等により、食中毒の総合的な予防対策を実施する。			
11		食品衛生管理費	飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、安全で快適な市民生活を確保するため、公衆衛生におよぼす影響の大きい営業・給食等に対する監視指導・食品の検査・自主管理の推進等の事業を実施する。			
12		食品衛生協会運営補助金	食品関係事業者の自主管理を推進し、食品衛生の向上を図るため、多くの食品関係事業者〔会員数:約9,000名〕で組織される(一社)北九州市食品衛生協会の活動を助成する。			
13		新・試験検査機器更新事業	食品監視検査課に設置している高速液体クロマトグラフを更新する。	食の安全・安心の確保	部品の在庫保障の期限切れによる検査への支障	機器を更新して対応する。
14		油症関係事業	カネミ油症患者及び未認定患者を対象とした検診や、全国油症治療研究会等に係る事務を実施する。	油症患者の認定・支援	—	—
15		動物愛護推進事業	市民や動物愛護団体、獣医師会等の関係者から構成する動物愛護推進懇話会を開催し動物愛護管理行政に関する意見交換を実施、街頭啓発やシンポジウムの開催などにより、動物の適正飼育の普及啓発を推進する。	人と動物が心地よく暮らせるまちづくりを目指す	飼えなくなった犬猫等の引取頭数、致死処分頭数、苦情件数について、年々減少しているが、いまだに多い。	動物愛護の市民意識の高揚のための啓発を推進する。

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
16	○	風しん抗体検査事業	効果的な予防接種を行うため、抗体検査や情報提供を実施	<p>予防接種等を通じて感染症の発生予防とまん延防止を図ることにより、市民の公衆衛生の向上及び増進を図る。</p> <p>新型インフルエンザを含め、感染拡大防止策の一層の充実を図るため、医療機関との連携、人材育成、普及啓発を図る必要がある。</p>		<p>市内における感染症の予防、早期発見に取り組むため、引き続き予防接種事業の適切な実施を図るとともに、医師会や医療機関等の関係者と連携の拡充、研修会等による予防啓発や人材育成に取り組む。</p>
17		定期予防接種事業	定期予防接種、国が行う予防接種後健康状況調査の実施、予防接種健康被害者への障害年金等の給付。			
18		結核病棟運営費	市立門司病院の結核医療にかかる運営費を負担			
19		感染症病棟経費	市立医療センター感染症病棟の運営費を負担			
20		定期健康診断・予防接種事業(結核)	BCG予防接種を実施。学校長または施設長が実施した定期健康診断に対し法に基づき補助金を支出			
21		結核対策事業	法に定められた結核管理検診・結核肺がん検診や、結核患者の医療費の公費負担			
22		ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業	国の肝炎対策の一環として委託医療機関・集団検診にて「無料」で肝炎検査の実施等			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
23		エイズ・性感染症予防対策事業	法令に基づく、普及啓発・教育強化や検査・相談体制の維持、強化、関係機関との連携、患者への支援等	<p>予防接種等を通じて感染症の発生予防とまん延防止を図ることにより、市民の公衆衛生の向上及び増進を図る。</p> <p>新型インフルエンザを含め、感染拡大防止策の一層の充実を図るため、医療機関との連携、人材育成、普及啓発を図る必要がある。</p>		<p>市内における感染症の予防、早期発見に取り組むため、引き続き予防接種事業の適切な実施を図るとともに、医師会や医療機関等の関係者と連携の拡充、研修会等による予防啓発や人材育成に取り組む。</p>
24	○	新型インフルエンザ対策事業	今後の再流行や新たな新型インフルエンザの発生に備えた検討等を実施			
25	○	新型インフルエンザ対策事業(拡充分)	同上			
26	○	感染症対策推進事業	感染症対策基盤整備、感染症に係る指導・相談等、石綿健康被害申請等事務、感染症対策指導者育成事業			
27		健康危機管理体制の整備事業	既存の体制を維持するとともに、緊急事態に備え模擬訓練や研修会を通じた人材育成、体制を強化			
28		防疫事業	感染症の発生を予防し、市民の健康を増進			
29		結核特別対策事業	検診受診の勧奨。服薬管理による結核患者の確実な治療を実施など、国の要綱に基づく結核対策の実施			
30		感染症対策事業(義務)	法に基づき、一類、二類感染症 入院患者の医療費を公費負担			
31		原爆医療事業(県受託分)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、県から委託され、各種制度の申請を受付			
32		結核・感染症発生動向調査事業	オンラインシステムにより収集・解析・還元した感染症情報を国へ報告し、有効かつ適切な予防対策を実施			
33	○	エボラ出血熱対策事業	エボラ出血熱対策の経費			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 動物愛護センター	重点項目	犬ねこの処分数をできるだけ抑制するため、譲渡飼育システムの拡充・促進や飼い主からの引取り理由の厳格化を図る。苦情の多くを占める飼い主不在ねこの繁殖を抑制するため、地域で適正に管理されるものについては、動物愛護センターで雌ねこの避妊手術を実施する。その他適正飼養に関する指導や啓発活動の取り組みを強化する。				
			課長名	山本 康之	コスト	事業費	27年度当初予算額 155,645 千円

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		犬・ねこ管理捕獲保護等事務費	野犬・不係留の犬の捕獲、不用犬ねこの引取り、犬ねこの飼養管理、畜舎管理、処分・焼却等を行う。	犬捕獲・犬ねこ引取り、処分・焼却等	・多頭数飼育者の破綻(入院・死亡等)による引取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼育に関する指導や啓発活動の取り組み強化。</li> <li>・譲渡飼育システムの拡充・促進。</li> <li>・犬ねこ引き取り相談に対する窓口指導の強化。</li> <li>・ボランティア組織の育成と充実。</li> <li>・動物愛護センターの体制強化。</li> </ul>
2		動物愛護強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護思想の啓発・普及を図り、適正飼育を推進する。</li> <li>・動物取扱業の登録、特定動物の飼養許可等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の適正飼育に関する啓発・PR</li> <li>・動物取扱業に対する指導・監督</li> <li>・収容動物の譲渡用飼養</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正により、動物取扱業者に対する規制強化に伴う指導監督業務や、犬ねこの終生飼育促進に伴う引取り窓口での指導相談業務が増加している。</li> <li>・糞放置や鳴き声騒音等の苦情件数が依然として多い。</li> </ul>	
3		犬ねこことの共生推進事業	飼い主不在ねこの繁殖抑制を促進し、また北九州市動物愛護推進協議会と連携して新たな飼い主への譲渡を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主不在ねこの繁殖抑制</li> <li>・新たな飼い主への譲渡促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃性を有したり、疾病や老齢などによって譲渡が難しいものがある。</li> <li>・生後間もなく自活できない子ねこが含まれる。</li> </ul>	
4		犬猫致死処分ゼロ対策事業	平成31年度までの5年間で犬ねこの致死処分ゼロを目指すもの。	犬ねこの致死処分ゼロを目指す		
5		動物愛護センター管理費	施設の維持管理等、一般管理を行う。	施設の維持管理	機械設備や電気設備等の施設が経年劣化により老朽化している。	補修予算の確保
6		狂犬病予防及び動物管理費	動物の適正管理を図るため実施する狂犬病予防注射や登録業務に伴う事務費。	狂犬病予防注射	—	—
7		犬の登録及び手数料収納事務委託	法令に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、当該手数料の収納事務を委託する。	手数料収納	—	—

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	食肉センター	重点項目 コスト	と畜場法や食鳥処理法等の法令遵守を徹底することにより、市民に安全な食肉の提供を図る。			
	課長名	高根 浩太		事業費	27年度当初予算額 770,401 千円	人件費	目安の金額 109,000 千円

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容		
1		食肉センター経営改善検討事業	今後の健全経営のため、収支改善策について外部有識者を入れて検討する経費	安心安全な食肉の提供	・食肉センター特別会計収支の改善	・外部有識者を入れた収支改善策の検討		
2		試験検査機器更新事業	試験検査機器の更新を行う経費		安心安全な食肉の提供	・鳥インフルエンザ、口蹄疫、放射能問題等の新たな対策が必要なケースの増加	・ソフト面では対応マニュアルの整備や講習会参加等による新たな知識の習得。 ・ハード面では検査機器等の購入	
3		BSE(牛海綿状脳症)検査業務	安全な食肉を提供するために法律に基づいて実施しているBSE(牛海綿状脳症)検査を行うための経費					
4		食肉衛生検査所維持管理費	食肉衛生検査所の運営に係る光熱水費					
5		食肉衛生検査所事務費	安全な食肉を提供するために法律に基づいて実施していると畜検査及び食鳥検査を行うための経費					
6		食肉センター特別会計繰出金(配分)	他会計へ繰出を要する経費のうち事務費等経常的な経費			繰出金の削減	収支改善策の検討	
7		職員費(食肉センター)	食肉センター特別会計に係る職員費			安心安全な食肉の提供	・建築後26年以上経過した施設の老朽化に伴う施設・設備・機器類の維持補修及び保守管理 ・搬入頭数の減少による施設使用料等の減	・計画的な大規模改修工事の実施 ・計画的で適切な維持補修と保守管理に努める ・搬入業者やセンター利用者に対し搬入頭数の増加を図ってもらうよう依頼
8		食肉センター管理費	食肉センターの管理運営業務の実施に伴う総務的経費					
9		食肉センター維持補修費	食肉センターの施設・設備・機械器具類の維持補修並びに保守管理のための経費					
10		と畜場内設備・機器类等改修工事	と畜場内の解体設備・機器類等の劣化、損耗、腐食等による機能低下したものを改修する為の経費					
11		食肉センターに出荷する団体への貸付金	食肉センターに計画的に牛、豚を出荷する農業団体に衛生管理に要する資金を貸し付けることにより、健康で衛生的な家畜の搬入を確保するための経費					
12		食肉センター老朽化対策事業(大規模改修)	建築後26年経過した食肉センターの老朽化した設備・機器類を計画的に改修する経費					
13		繰出金	食肉センター建設に係る公債償還に要する経費					
14		予備費	予測することができない予算以外の支出又は予算超過支出に充当するための予備費(食肉センター特別会計分)					

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 夜間・休日急患センター	重点項目	北九州市医師会をはじめとする関係機関と連携のもと、夜間・休日における一次救急医療体制の維持・確保を図る						
課長名	田中 満英	コスト	事業費	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長	2	人
				590,064 千円		140,500 千円	係長	8	人
							職員	5	人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	夜間・休日急患センター運営費	休日及び夜間の診療を行う夜間・休日急患センター並びに市内2箇所の休日急患診療所を運営するために要する経費	一次救急医療体制の維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次救急医療体制の維持・確保</li> <li>市民に対する医療情報の提供、適正受診の啓発</li> </ul>	夜間・休日急患センター、門司・若松休日急患診療所における一次救急診療及びテレフォン相談員(看護師)による医療相談・病院紹介の充実 適正受診、かかりつけ医に関する市民の理解向上
2	○	夜間・休日急患センター事務費	平日夜間、休日昼間・夜間の救急医療体制として、センター及びサブセンター方式により開設している診療所の事務費			
3	○	夜間・休日急患センター管理費	平日夜間、休日昼間及び夜間の救急医療体制としてセンター及びサブセンター方式により開設している診療所の維持管理費			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 第2夜間・休日急患センター	重点項目	北九州市医師会をはじめとする関係機関と連携のもと、夜間・休日における一次救急医療体制の維持・確保を図る				
課長名	佐々木 淳	コスト	事業費	27年度当初予算額 312,510 千円	人件費	目安の金額 128,000 千円	課長 2 人 係長 9 人 職員 2 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	第2夜間・休日急患センター運営費	休日及び夜間の診療を行う第2夜間・休日急患センターを運営するために要する経費	一次救急医療体制の維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次救急医療体制の維持・確保</li> <li>・市民に対する医療情報の提供、適正受診の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2夜間・休日急患センターにおける一次救急診療の充実</li> <li>・適正受診、かかりつけ医に関する市民の理解向上</li> </ul>
2	○	第2夜間・休日急患センター管理費	平日夜間、休日昼間及び夜間の救急医療体制として開設している診療所の維持管理費			
3	○	第2夜間・休日急患センター事務費	平日夜間、休日昼間・夜間の救急医療体制として開設している診療所の事務費			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 人権推進センター 同和対策課	重点項目	人権課題の解決						
課長名	松尾 剛	コスト	事業費	27年度当初予算額 327,154 千円	人件費	目安の金額 61,500 千円	課長 1 人	係長 2 人	職員 4 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		地域改善対策推進事務	人権推進センター及び課の庶務に関する事務、地域交流センターの集中経理事務、地域交流センター職員の採用及び研修事務、人権・同和対策事業の予算及び決算の総括事務、人権・同和対策事業の実施に係る連絡調整事務など。	地域改善対策事業の推進	—	—
2		人権文化のまちづくり活動等事業補助	人権課題解決のために自主的な活動を行っている当事者団体が取り組んでいる、自主的な「人権文化のまちづくり」活動に対して補助金を交付する事務。	人権課題の解決	—	—
3		集会所の管理(施設整備)	地域住民の自主的運営によるコミュニティ施設として地元は無償貸付をしている集会所(70箇所)の施設改修及び廃止集会所の解体・撤去。	集会所の管理	—	—
4		集会所の管理	地域住民の自主的運営によるコミュニティ施設として地元は無償貸付をしている集会所施設の維持管理、財産管理を行う。			
5		地域交流センターの管理運営	社会福祉法に基づく隣保事業を行う施設として、地域住民の生活上のさまざまな相談に応じたり、人権課題に対する正しい理解と認識を深めてもらうための人権啓発や広報活動、住民の交流を進めるための魅力ある講座や人権について学ぶイベント等を総合的に行う。	地域交流センターの管理運営	—	—

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 人権文化推進課	重点項目	・「人権文化のまちづくり」の実現 ・人権啓発の推進				
課長名	鷹取 典子	コスト	事業費	27年度当初予算額 179,881 千円	人件費	目安の金額 61,500 千円	課長 1 人 係長 2 人 職員 4 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1	○	人権週間に伴う人権啓発行事	人権週間にあわせて各種行事(ふれあいフェスタ、講演会、街頭啓発、人権作品【標語・ポスター】の募集・表彰、作品展示など)を実施	人権啓発事業の推進	人権意識の向上	人権意識の向上のため、各種事業の実施、様々な媒体を通じての啓発を実施
2	○	市民への広報活動	テレビCMの制作・放映、人権啓発モニターからの意見聴取、法務局・人権擁護委員協議会との連携により小学生を対象に人権の花運動を実施			
3	○	福岡県同和問題啓発強調月間行事	「福岡県同和問題啓発強調月間」にあわせて講演会、街頭啓発、啓発映画のテレビ放映などを実施			
4	○	人権問題視聴覚教材の整備	市民の人権意識の高揚を目指し、視聴覚教材を整備するため、人権啓発映画の制作、ラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送を実施			
5	○	啓発資料の作成・提供	人権啓発情報誌「いのち・あい・こころ」の制作、配布			
6	○	人権問題啓発研修会	行政・企業等における人権啓発指導者を養成し、その指導力向上を図るため、人権啓発推進者養成講座(基礎編・発展編)及び人権啓発コーディネーター養成講座を開催			
7	○	人権の約束事運動	人権に関する身近なテーマを約束事運動として掲げ、それを市内の団体、企業、施設、学校、また、個人的なグループなどで守っていく市独自の市民運動	人権の約束事運動の推進	市民参加の推進	約束事を通じて、市民参加の推進を図る
8		市民意識調査	人権問題に関する市民意識の現状を把握し、今後の啓発活動を明確にする。5年後ごとに実施(前回調査は平成22年度)。	人権意識の調査及び検証	-	-
9		北九州市人権施策審議会	人権施策の推進に係る基本的事項を調査審議する市の付属機関で、人権行政を見守る第三者機関として位置づけ、人権行政指針に基づき継続設置	人権行政の見守り	人権施策の推進	人権施策の推進のため、人権施策審議会を継続設置する

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
10		北九州市人権・同和教育研究会助成	市民啓発の指導者組織である本研究会に対し助成	人権問題の解決に資する団体との連携、支援	人権啓発ネットワークの充実	各種団体の支援を通じ、人権問題の調査・研究を進め、ネットワークの充実を図る
11		北九州市人権問題啓発推進協議会助成	人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を行うことを目的として、市内の企業、団体、行政機関等が会委員となって参加する組織の活動に対して助成			
12		福岡県人権研究所助成	同和問題の解決を図るため、県内唯一の部落史の調査・研究機関である福岡県人権研究所に対し、福岡県・福岡市と三者で助成			
13		公益財団法人人権教育啓発推進センター	公益財団法人人権教育啓発推進センターとの連携を図り、啓発事業をよりいっそう効果的にすすめ、人権意識の高揚を図る。			
14		人権相談	人権文化推進課において、市民からの電話、面接、書面による相談に対する助言、指導を行う、人権擁護委員に対する謝礼金。	人権に関する相談機能の充実	人権に関する相談機能の充実	あらゆる人権相談に対応できる体制の整備
15		若年者専修学校等技能習得資金貸付金	経済的な理由により、専修学校等に修業することが困難な者に対して、技能習得資金を貸与(県の10割補助)	若年者に対する技能習得の支援	経済的に修業が困難な人の支援	技能習得資金の貸与
16		人権文化推進事務費	人権推進センターの一般事務費及び職員の各種研究集会派遣	その他	—	—
17		人権啓発指導員の配置	企業、PTA、自治体などに対する人権研修並びに研修計画立案、推進員に対する指導、助言、資料の作成等を担当			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 総合保健福祉センター 管理課	重点項目	【管理係】安定的かつ効率的な施設の管理運営に努める。 【公害保健係】公害健康被害補償等に関する法律、北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱に基づく事業を行う。 国の受託事業は、委託内容を適正に行う。 【栄養指導担当ライン】企業や飲食店等を支援し、食を通じた社会環境整備を図る。				
課長名	管理課長 本田 一孝	コスト	事業費	27年度当初予算額 1,536,229 千円	人件費	目安の金額 94,000 千円	課長 1 人 係長 3 人 職員 7 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		公害健康被害者補償給付(法)(義務)	国が認定している喘息公害患者のための救済補償事業	公害健康被害補償に関する法律に基づく事業	患者の高齢化による難渋する事務手続き 疾病の複雑化等に伴う補償費の増加	認定更新、見直しの内容の精査を行い、適正執行を図る。
2		公害健康被害者補償給付(配分)	国が認定している喘息公害患者のための救済補償事業			
3		公害保健福祉事業	喘息公害認定患者に対する福祉増進事業			
4		健康被害予防事業	大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業			
5		公害健康被害者補償給付(市)	市独自認定による喘息公害患者のための救済補償事業	北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱に基づく事業	患者の高齢化による難渋する事務手続き 疾病の複雑化等に伴う補償費の増加	資格要件確認や治療内容の精査を行い、適正執行を図る。
6		元気な食生活・食環境の整備	給食施設や食品関連事業者への指導・支援を充実することにより、食を通じた社会環境を整備する。	食を通じた社会環境の整備	生活習慣病予防のための個人向け事業は充実してきたが、それを支える社会環境の整備が不十分。	特定給食施設等の指導支援業務を通し、利用者の健康づくりを推進する。
7		社員食堂を通じた健康づくり推進事業	保険者・企業・給食事業受託者の連携による健康づくりの推進を支援			
8		きたきゆう健康づくり応援店事業	市民の健康づくりを応援する飲食店等を「きたきゆう健康づくり応援店」として登録して支援する。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
9		新・総合保健福祉センター冷温水発生機整備工事	交換部品の寿命の到来及び故障の増加に伴う冷温水発生機全分解点検整備の実施。	施設の管理運営	-	-
10		新・総合保健福祉センター給湯器更新工事	交換部品の寿命の到来及び故障の増加に伴う給湯器更新の実施。			
11		新・総合保健福祉センター防犯カメラシステム更新工事	防犯カメラ及び録画機器の耐用年数経過による劣化が顕著なことに伴う防犯カメラシステム更新の実施。			
12		新・夜間・休日急患センター出入口新設工事	従事者の健康及び防犯・防災上の安全性の確保を目的とした出入口新設の実施。			
13		総合保健福祉センター管理事業	総合保健福祉センターの管理運営。			
14		保健・医療・福祉情報センター管理事業	保健・医療・福祉に関する図書、雑誌、資料等の情報収集及び市民等への情報提供。			
15		健康づくりセンター運営事業	生活習慣を改善するためのプログラム及びその実践の場の提供、健康づくりに関する研究、研修、情報提供。	-	-	
16		保健所事務費	保健所各課の事務、保健所運営協議会、医師・歯科医師の知識向上のための医師充足費等、保健所運営に係る配当事業。			

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
17		保健統計事業	厚生労働統計事務(人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査、国民健康・栄養調査ほか)、その他の事務(北九州市衛生統計年報の発行)など、各種調査を実施。	国からの受託事業	-	-
18		環境保健調査受託事業	大気汚染による健康被害を未然に予防するため、長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を定期的・長期的に観察し、必要に応じて措置を講じるための国の調査受託事業			
19		石綿健康リスク調査	平成27年度からは、健康管理の実施に伴う課題の抽出等を目的に調査対象者が肺がん検診で撮影した胸部X線画像を取り寄せ、「質問票、胸部CT検査」による石綿暴露の評価を行うとともに、その結果に基づき保健指導を行う。			
20		地域保健推進職員研修	地域保健法に基づき、職員の専門的技術の習得、資質向上を図るとともに、社会情勢の変化に対応した政策立案能力、事業展開能力等を持った人材を育成。	地域保健推進職員の人材育成	-	-

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 医務薬務課	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者からの相談対応、医療機関への啓発等による患者サービスの向上に取り組む。</li> <li>医療機関等への立入調査等により、良質かつ適切な医療の提供体制や、医療の安全の確保を図る。</li> <li>青少年への薬物汚染の拡大防止、医薬品適正使用の啓発に取り組む。</li> </ul>				
課長名	渡邊 真由美	コスト	事業費	27年度当初予算額 8,347 千円	人件費	目安の金額 198,000 千円	課長 2 人
							係長 4 人
							職員 18 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		医療に関する相談体制整備事業	医療に関する患者の相談対応や、医療機関への情報提供を行う。	患者の相談対応、医療機関への啓発等によるサービス向上	-	-
2		医務薬務監視指導業務	医療機関や医薬品販売業の許認可や立入調査を行い、不適切箇所への改善指導を実施する。	良質かつ適切な医療提供体制や、医療の安全の確保	-	-
3		薬物乱用防止等啓発事業	新国連薬物乱用根絶宣言の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の街頭啓発キャンペーンや、啓発資材の作成・配布、「危険ドラッグ情報ダイヤル」による啓発・情報収集等を行う。	青少年への薬物汚染の拡大防止、医薬品適正使用の啓発	・有職、無職青少年等への効果的な啓発。	・「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」や「『薬物等乱用防止』対策部会」にて、より実効性ある取組を検討。

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局 保健予防課	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策、結核まん延化防止</li> <li>・地域における公衆衛生の向上と増進</li> </ul>				
課長名	伊藤真由美	コスト	事業費	27年度当初予算額 8,560 千円	人件費	目安の金額 109,000 千円	課長 1 人
							係長 3 人
							職員 9 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		結核定期外検診事業	結核患者発生時に家族や接触者等への検診実施や結核患者に対して定期的に病状の調査を医療機関に行う。	感染症対策、結核まん延防止	検診対象、期間等内容の見直し 感染症の予防啓発の充実	検診見直しや車両確保のための関係機関との連携協議 健康教育普及のための事例検討や啓発活動の実施
2		感染症患者移送事業	感染症発生時に患者を保健所長の指示に基づいて、感染症指定医療機関まで搬送。		車両の老朽化による更新	
3		細菌検査	社会福祉施設、保育施設等の調理従事者等に対する細菌検査を実施。	公衆衛生の向上と増進	検査費用の確保	検査費用削減のための委託化を含めた検査体制の見直し(関係部局との要調整)

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	東部生活衛生課 西部生活衛生課	重点項目	公衆衛生の向上			
	課長名	東田 倫子 肥塚 隆男		コスト	事業費	27年度当初予算額 40,444 千円	人件費

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容	
1		環境衛生事務費(保健所)	環境衛生関係営業等(理・美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場、墓地・納骨堂、専用水道、温泉利用、特定建築物など)の許可・確認、監視・指導・検査業務、医療免許等の申請書受理、書換交付・再交付申請書の受理、進達、交付業務を実施	公衆衛生の向上	環境衛生関係施設に対する監視指導 ・公衆浴場におけるレジオネラ対策 ・専用水道のクリプトスポリジウム対策	自主管理体制の確立に向けての指導強化	
2		食品衛生事務費(保健所)	食品衛生法、福岡県食品取扱条例に基づき、申請による営業許可業務、食品取扱施設に対して立入検査等、調理師法、製菓衛生師法および福岡県ふぐ取扱条例に基づく受験願書の受理、免許交付・書換交付・再交付等申請書の受理、進達、交付業務		食品衛生関連施設に対する監視指導 ・寄生虫を原因とする新たな食中毒への対応 ・肉の生食を原因とする食中毒の防止	営業者への指導・啓発の強化	
3		防疫事業委託費	感染症の予防等、市民生活の安全を図るため、害虫駆除(薬剤散布)、ねずみの捕獲、ハチの緊急駆除を業務委託				
4		草刈事業事務費	まちの美観維持と生活環境の保全を図るため、空き地の除草意識の普及、空き地の管理者に対する除草指導、管理者からの除草受託等				
5		防疫事業事務費	感染症の予防等、市民生活の安全・安心を図るため、鼠族・衛生害虫の対策等に必要業務を実施			—	—
6		防疫施設維持管理費	防疫施設の維持管理				
7		新・特定外建築物における耐震診断(東部生活衛生課)	東部生活衛生課所管の特定外建築物について耐震診断を実施	その他			

平成27年度 課の事業一覧

組織名	保健福祉局	食品監視検査課	重点項目	・食品衛生法に基づき、卸売市場内食品関係施設や市内食品製造施設等の監視・指導、収去(検査をするために食品等を無償で持ち帰ること)、市内流通食品等の検査を行い、食品の安全を確保する。			
課長名	田中 香		コスト	27年度当初予算額	人件費	目安の金額	課長 1 人
				5,256 千円		99,000 千円	係長 2 人
							職員 9 人

No.	主要	事業名	事業概要	業務目的	課題	課題解決に向けた強化・見直し内容
1		食の安全のための検査・監視事業	卸売市場内食品関係施設や食品製造施設等の監視・指導及び市内流通食品等の検査を行い、違反・不良食品の排除、食中毒発生の未然防止、食の安全確保を行う。	食品関係施設の監視指導及び食品等の検査による食の安全確保	・法令により営業者が行うべき衛生措置や食品の規格などの基準が定められているが、必ずしも完璧に守られているとは限らない。	・本市の食品衛生監視指導計画に基づき、立入検査、収去、検査等を行い、営業者の基準の遵守状況を調査して、違反や不備等を是正させる。
2		食品衛生検査所維持補修費	食品監視検査課が使用する事務所及び食品衛生検査所検査室の維持管理を行う。	その他	-	-